

【1 医療関係】

No. 1 災害時における歯科医療救護に関する協定

災害時における歯科医療救護に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護（以下「医療救護」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う歯科医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害の発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

4 医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び簡易な患者に対する歯科治療・衛生指導

（費用の弁償等）

第4条 甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費をいう。

（防災訓練への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 22 年 10 月 15 日

- 甲 佐野市高砂町 1 番地
佐 野 市
佐野市長 岡 部 正 英
- 乙 佐野市若松町 6 3 1 番地 1
佐野歯科医師会
会 長 石 井 展

No. 2 災害時における医療救護に関する協定

災害時における医療救護に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社団法人栃木県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害の発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲とする。

（費用の弁償等）

第4条 甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、医療救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費をいう。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の医療救護班員が損害を受けた場合は、乙及び乙の医療救護班員が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日より平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 23 年 5 月 31 日

甲 佐野市高砂町 1 番地
佐 野 市
佐野市長 岡 部 正 英

乙 宇都宮市西一の沢町 4 番 7 号
社団法人栃木県柔道整復師会
会 長 若 林 共 榮

佐野市並木町 1 7 番 4 号
社団法人栃木県柔道整復師会佐野支部
支 部 長 笠 原 稔

No. 3 災害時における医療救護に関する協定

災害時における医療救護に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内に地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)の発生時において、甲が乙に医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して文書若しくは電話等をもって要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害の発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、災害現場等に派遣する。

2 緊急のために止むを得ない場合は、甲から要請なくして乙の判断で医療救護班を編成し、災害現場等に派遣できる。この場合、乙は甲に報告し、承認を得る。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する避難所、災害現場等において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 疾病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

（医療救護班への指揮）

第5条 乙の派遣する医療救護班への指揮については、医療救護活動の総合調整を図るため、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護班の助言を考慮するものとする。

（医療救護班の移動）

第6条 甲は、乙の派遣する医療救護班が円滑な医療救護活動ができるよう、医療救護班の輸送に必要な措置をとる。

2 緊急のため止むを得ない場合は、乙は自ら移動手段を確保し医療救護班を派遣するものとする。

（医薬品、衛生資材等の供給）

第7条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費）

第8条 救護所及び災害現場での医療費は無料とする。また、緊急のため止むを得ない事情により、救護所及び災害現場以外の場所で医療救護班が行った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合には、同法で定めたところによる。

（費用の弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 医療救護班が携行し使用した医薬品・医療資器材等の実費
- (3) 医療救護班員の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
- (4) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (5) 前4号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

（医療紛争）

第10条 医療救護班が医療救護活動を行ったことに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙との協議のうえ、誠意をもって解決のための適当な措置を講ずるものとする。

（防災訓練への協力）

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）

第12条 この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市植上町1678番地
佐野市医師会
会長 林 一 宣

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市医師会（以下「乙」という。）とは、平成25年1月31日、甲乙間で締結した災害時における災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の協力要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話等迅速な方法で行うものとする。

2 甲は前項ただし書の規定により要請した場合、乙に対し、速やかに協力要請書を交付するものとする。

（後方支援病院）

第2条 協定書第4条第2項に規定する収容医療機関として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うため、医療法人財団佐野メディカルセンター佐野市民病院及び佐野農業協同組合連合会佐野厚生総合病院を後方支援病院とする。

（医療救護活動の報告と実費弁償の請求）

第3条 乙は、協定書第9条の定めによる実費弁償等の請求について、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して甲に報告及び請求するものとする。

（1）医療救護班の派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書（様式第2号）に医療救護班ごとの医療救護活動報告書（様式第3号）及び医療救護班診療記録（様式第4号）を添えて請求するものとする。

（2）医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書（様式第5号）を添えて請求するものとする。

（3）医療救護班の医師等が医療救助活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第6号）により報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第4条 協定第9条第1号に規定する費用弁償の範囲及び額は、災害救助法施行規則（昭和35年栃木県規則第35号）に定めるところによる。

2 協定書第9条第4号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は、第3条の規定により報告及び請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めたときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第6条 この細目に定めのない事項又はこの細目の内容に疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この細目の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この細目の有効期間満了日の1月前までに甲乙いずれからもこの細目の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この細目の証として本細目書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市植上町1678番地
佐野市医師会
会長 林 一 宣

第 年 月 号 日

佐野市医師会
会長 様

要請者 佐野市長
氏名 印

協 力 要 請 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり協力を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分ごろ
災害発生場所	
災害の状況	
派遣人数	
派遣場所	
必要な救助活動の内容	
現場最高責任者の職 氏名	

佐野市長 様

佐野市医師会
会長 ㊟

実 費 弁 償 等 請 求 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第 3 条第 1 号の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

	内 容	金額（円）
経費の内訳		
合 計		

年 月 日

佐野市長 様

佐野市医師会
会長 ㊟

医 療 救 護 活 動 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第3条第1号の規定により、次のとおり報告します。

受理機関	年 月 日 時 分
出動した時期	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
出動した場所・人員	佐野市 人
使用した資機材等の 種類・数量	
その他の特記事項	

年 月 日

佐野市長 様

佐野市医師会
会長 ⑩

医 療 救 護 班 診 療 記 録

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第3条第1号の規定により、次のとおり報告します。

出動期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
出動者氏名	1 (職種)
	2 (職種)
	3 (職種)
	4 (職種)
	5 (職種)
診療内容	

年 月 日

佐野市長 様

佐野市医師会
会長 ㊟

医 薬 品 、 衛 生 資 材 等 使 用 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第3条第2号の規定により、次のとおり報告します。

医薬品、衛生資材等名	数量	金額

年 月 日

佐野市長 様

佐野市医師会
会長 印

事 故 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第 3 条第 3 号の規定により、次のとおり報告します。

事故日時	年 月 日 時 分ごろ
事故場所	
氏名	年 月 日生 歳
罹災者の住所	
事故の概要及び程度	

No. 4 災害時における医療救護に関する協定

災害時における医療救護に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲が乙に医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医療救護活動を行う必要が生じたときは、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時には、速やかに薬剤師を甲が設置する救護所及び避難所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、救護所及び避難所等に派遣する。

2 緊急のために止むを得ない場合は、甲から要請なくして乙の判断で薬剤師班を編成し、救護所及び避難所等に派遣できる。この場合、速やかに乙は甲に報告し、承認を得る。

（薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が設置する救護所及び避難所等において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 調剤及び服薬指導
- （2） 服薬情報の事前把握及び医師への情報提供
- （3） 医薬品の仕分、保管、管理及び供給
- （4） その他医療救護活動において必要な業務

（薬剤師班への指揮）

第5条 乙の派遣する薬剤師班への指揮については、医療救護活動の総合調整を図るため、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものの他、甲が供給するものとする。

（調剤費）

第7条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

（費用の弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- （1） 薬剤師班が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- （2） 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3） 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- （4） 前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち、甲が特に必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

（医療紛争）

第9条 薬剤師班が医療救護活動を行ったことに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、双方が誠意をもって解決のための適当な措置を講ずるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 2月 2日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市君田町30番地3
佐野薬剤師会
会長 平田義人

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野薬剤師会（以下「乙」という。）とは、平成２７年２月２日、甲乙間で締結した災害時における医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第１０条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の協力要請）

第１条 協定書第２条第１項に規定する要請は、協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話等迅速な方法で行うものとする。

２ 甲は前項ただし書の規定により要請した場合、乙に対し、速やかに協力要請書を交付するものとする。

（医療救護活動の報告と実費弁償の請求）

第２条 乙は、協定書第８条の定めによる実費弁償等の請求について、医療救護活動終了後速やかに、次の規定により一括して甲に報告及び請求するものとする。

（１）薬剤師班の派遣に係る実費弁償等は、実費弁償等請求書（様式第２号）に薬剤師班ごとの薬剤師班活動報告書（様式第３号）を添えて請求するものとする。

（２）薬剤師班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品等使用報告書（様式第４号）を添えて請求するものとする。

（３）薬剤師班の薬剤師等が医療救助活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第５号）により報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第３条 協定書第８条第１号に規定する費用弁償の範囲及び額は、災害救助法施行規則（昭和３５年栃木県規則第３５号）に定めるところによる。

２ 協定書第８条第３号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に準ずるものとする。

（費用弁償等の支払）

第４条 甲は、第２条の規定により報告及び請求された実費弁償等の請求の内容が適当であると認めたときは、速やかに支払うものとする。

（協議）

第５条 この細目に定めのない事項又はこの細目の内容に疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条 この細目の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この細目の有効期間満了日の１月前までに甲乙いずれからもこの細目の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この細目の証として本細目書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年 ２月 ２日

甲 佐野市高砂町１番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市君田町３０番地３
佐野薬剤師会
会長 平田義人

第 号
年 月 日

佐野薬剤師会
会長 様

要請者 佐野市長
氏名 ⑩

協 力 要 請 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり協力を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分ごろ
災害発生場所	
災害の原因	
災害の状況	
派遣人員	
派遣場所	
必要な救助活動の内容	
現場最高責任者の職 氏 名	

佐野市長 様

佐野薬剤師会
会長 ㊟

実 費 弁 償 等 請 求 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第2条第1号の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

	内 容	金額（円）
経 費 の 内 訳		
合 計		

年 月 日

佐野市長 様

佐野薬剤師会
会長 ㊟

薬 剤 師 班 活 動 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第2条第1号の規定により、次のとおり報告します。

出動期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
出動者氏名	1 (職種) 2 (職種) 3 (職種) 4 (職種) 5 (職種)
活動内容	

年 月 日

佐野市長 様

佐野薬剤師会
会長 ㊟

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第2条第1号の規定により、次のとおり報告します。

使用年月日	品名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	備考

年 月 日

佐野市長 様

佐野薬剤師会
会長 ㊟

事 故 報 告 書

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書第2条第1号の規定により、次のとおり報告します。

事故日時	年 月 日 時 分ごろ
事故場所	
氏 名	年 月 日生 歳
罹災者の住所	
事故の概要及び程度	

【2 緊急復旧関係】

No. 5 災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定

災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、佐野市（以下「甲」という。）と佐野市設備業協同組合（以下「乙」という。）との間に、佐野市内に発生した地震、風水害、その他の災害及び他都市で発生した災害で佐野市に応援要請を受けたときにおいて、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧を目的として締結するものとする。

(協力要請)

第2条 乙は市内の災害発生時には甲の要請を待たず、被災住民に飲料水の提供ができるよう速やかに復旧工事に取り掛かれるよう準備し、甲に連絡し待機するものとする。

2 甲は、他都市で発生した災害で佐野市が応援要請を受けたときは、その災害の状況に応じ必要な人員及び資器材等を提供するよう要請することができる。

(要請の手続)

第3条 甲が行う要請の手続きは、佐野市災害対策本部上下水道部が担当する。

2 要請にあたっては、協力を要する期間、その他必要事項を連絡するものとする。

3 前項の期間は、災害の状況により甲が必要と認めたときは、乙と協議して延長することができる。

4 乙の連絡窓口は、理事長とする。

(早期復旧要請)

第4条 乙は、甲の要請を受けた場合は、近隣被災地区の被害状況を確認して飲料水の提供ができるよう速やかに復旧工事に着手するものとする。

2 復旧工事を受けようとするものは、乙の指示に従うものとする。

(提供する資器材等)

第5条 乙が提供する資器材等は、次のとおりとする。

(1) 給水に必要な蛇口等の諸器具等

(2) その他復旧工事に要する資器材

2 上記復旧工事に要した資器材等に係る諸経費は別途甲・乙協議して定める。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は甲・乙協議して定める。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、平成8年8月1日から平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲・乙双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとする。以後も同様とする。

(協定の変更)

第8条 協定の内容を変更しようとする場合は、甲・乙協議して変更協定書を取り交わすものとする。

(付 則)

この協定は平成8年8月1日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年8月1日

甲 佐野市長 毛塚 吉太郎

乙 佐野市設備業協同組合
理 事 長 若田部 友 弘

No. 6 災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と両毛舗装事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、集団災害における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたとき、乙に出動を要請することができる。

2 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては理事長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第3条 乙は応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況やその他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施工区間又は区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

3 乙は、前2項の規定により決定した工事施工区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の趣旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先をして、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める建設単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成20年4月1日から1年間に有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成19年7月2日

甲 佐野市長 岡 部 正 英

乙 両毛舗装事業協同組合
理事長 田 村 宏 司

No. 7 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合佐野支部（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が災害時の応急措置を迅速かつ的確に対処すること及び、甲が管理する公共施設等に設けた、避難所及び救護所並びに甲の要請により設置された、その他の活動拠点の電気設備等が損害を受け又は不足し、若しくは無かった場合、甲の要請により乙が支援する電気設備等の復旧等の措置その他必要な事項について定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、同一内容でさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（要請）

第3条 甲は、業務のため、乙並びに会員が所有する建設資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における被害状況等の情報収集
- (2) 災害時における感電災害又は漏電災害の防止
- (3) 災害時における仮設電気工事又は応急復旧工事
- (4) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第5条 乙は、甲から第3条の規定により資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙の提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第8条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第10条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては行政経営部危機管理課長、乙においては栃木県電気工事業工業組合佐野支部長とする。

(平時における情報提供)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

(1) 甲が乙に提供する情報は、市の防災体制等に関する情報とする。

(2) 乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な資機材等に関する情報とする。

(防災訓練への参加等)

第13条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、佐野市の安全で安心なまちづくりの推進に協力するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年8月20日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年8月20日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市長 岡 部 正 英

乙 佐野市鉢木町3番10号
栃木県電気工事業工業組合佐野支部
支部長 廣 瀬 文 夫

災害応急対策業務要請書

1 災害の状況及び業務内容（緊急人命救助、緊急輸送路等の確保、その他）

2 応援を必要とする資機材等の種類、数量及び人員

種 類	数 量	人 員

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

年 月 日

栃木県電気工事業工業組合佐野支部長 様

佐 野 市 長

(市担当者所属 担当者氏名 電話番号)

災害応急対策業務実施報告書

- 1 応援の内容など
 - (1) 資機材等の提供会員名
 - (2) 現場責任者
 - (3) 資機材の種類、数量
 - (4) 人員提供会員名
 - (5) その他
- 2 業務内容及び場所
- 3 応援に従事した期間
- 4 その他必要な事項

年 月 日

佐 野 市 長 様

栃木県電気工事業工業組合佐野支部長

(市担当者所属 担当者氏名 電話番号)

No. 8 災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と大幸建設株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における相互協力により迅速な応急復旧対策業務等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の報告）

第2条 乙は協定締結後、別紙様式1号により、緊急連絡先、従業員数及び建設資機材種別等について甲に報告するものとする。

2 乙は、報告の内容に変更が生じたとき、甲が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、協力体制の報告を別紙様式1号により甲に提出するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模な災害時における応急復旧対策業務等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り甲の要請を受諾するものとする。

3 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲乙間の連絡について、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては別紙様式1号に記載された連絡責任者とする。

（業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定により甲の災害時の応急復旧対策業務の要請を受諾したときは、直ちに応急復旧対策業務を実施するものとする。この場合、当該業務は、その目的を達成するための必要最低限度のものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（業務の指示等）

第5条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、前条の規定により工事施行区間及び区域を決定した場合は、応急復旧対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

2 乙は、前2項の規定により決定した工事施行区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第7条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

(経費負担)

第8条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成22年4月1日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(防災訓練への参加等)

第11条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、佐野市の安全で安心なまちづくりの推進に協力するものとする。

(その他)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成21年12月8日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
佐野市長 岡部正英

乙 佐野市関川町633番地9
大幸建設株式会社
代表取締役 福留幸平

No. 9 災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定

災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社岩澤レッカー２４（以下「乙」という。）は、災害時における通行妨害車両等の排除業務に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の協力により、緊急車両等の通行の妨害となる車両の排除について、必要な事項を定めることにより、市民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時において、緊急車両等の通行を確保するため乙に協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の排除について協力を要請することができる。

２ 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話または口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両の場所、路線名及び種別、台数等
- (3) 連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第３条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第４条 本協定で定める活動に要する経費については、乙の負担とする。

（災害補償）

第５条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）が損害を受けた場合は、乙及び乙の業務従事者が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の期間）

第６条 この協定の有効期間は、協定締結の日より平成２２年 ３ 月 ３ １日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙のいずれからでも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第７条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２２年 １ 月 ２ ９ 日

甲 佐野市高砂町１番地
佐野市
佐野市長 岡 部 正 英

乙 佐野市小中町２７６番地１
株式会社 岩澤レッカー２４
代表取締役 岩 澤 敏 雄

No. 10 災害時における応急復旧対策等業務の実施に関する協定

災害時における応急復旧対策等業務の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策等業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）並びに災害が発生した際の市民の生命財産を守るための人命救助、障害物等の除去に関する業務（以下「災害対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、集団災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

2 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては会長を要請に関する連絡責任者とする。

3 本協定に基づく災害対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する消防本部消防長を、乙にあっては会長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第3条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

3 乙は、前2項の規定により決定した工事施行区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費及び機械器具類の修繕等に係る経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(既存協定の失効)

第9条 平成19年8月30日付で佐野市と佐野市建設業協会が締結した災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(その他)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

甲 佐 野 市 長 岡 部 正 英

乙 佐野市建設業協会
会 長 林 一 義

No. 1 1 災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定

災害時における応急復旧対策等業務の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と協同組合佐野市建設業協友会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策等業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）並びに災害が発生した際の市民の生命財産を守るための人命救助、障害物等の除去に関する業務（以下「災害対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、集団災害における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたとき、乙に出動を要請することができる。

2 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあつては理事長を要請に関する連絡責任者とする。

3 本協定に基づく災害対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を所管する消防本部消防長を、乙にあつては理事長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第3条 乙は応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかねばならない。ただし、災害の状況やその他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施工区間又は区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

3 乙は、前2項の規定により決定した工事施工区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の趣旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があつたときは、甲に対して最優先をして、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費及び機械器具類の修繕等に係る経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める建設単価表によるものとし、乙と協議のうえ契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(既存協定の失効)

第9条 平成20年10月14日付で佐野市と協同組合佐野市建設業協友会が締結した災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(その他)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

甲 佐 野 市 長 岡 部 正 英

乙 協同組合佐野市建設業協友会
理 事 長 青 木 安 男

No. 1 2 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会佐野支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市あるいはその他の市町村において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資等の輸送を円滑に行うため、甲が乙に協力を要請する手続き等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書（様式1）（以下「要請書」という。）をもって乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する内容
- （2）輸送業務の期間
- （3）輸送する物資及び場所
- （4）必要とする車両数、車両種類及び人員
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（輸送業務の遂行）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務にあたるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに次に掲げる業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

- （1）災害名称
- （2）緊急輸送の内容
- （3）従事した会員会社名及び従事した人員数
- （4）従事した期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が緊急輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 緊急輸送に要した人件費
- (2) 緊急輸送に要した車両等の経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急輸送に要した経費

2 前項の輸送業務に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定める。

(災害補償)

第8条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例31号)が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結日から効力を有するものとし、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月30日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市堀米町1347番地3号
栃木県トラック協会佐野支部
支部長 松崎和夫

No. 13 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会安蘇支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市あるいはその他の市町村において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資等の輸送を円滑に行うため、甲が乙に協力を要請する手続き等に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資等の輸送業務に乙の協力を必要とするときは、緊急輸送業務協力要請書（様式1）（以下「要請書」という。）をもって乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する内容
- （2）輸送業務の期間
- （3）輸送する物資及び場所
- （4）必要とする車両数、車両種類及び人員
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（輸送業務の遂行）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに物資の輸送業務にあたるものとする。この場合において、乙は特別な理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲が必要とする輸送車両及び人員を提供するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条に基づき協力した場合、緊急輸送業務実施報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により、当該業務の終了後、速やかに次に掲げる業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

- （1）災害名称
- （2）緊急輸送の内容
- （3）従事した会員会社名及び従事した人員数
- （4）従事した期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、通知するものとする。
(費用の負担)

第7条 乙が緊急輸送を実施した場合に要した次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 緊急輸送に要した人件費
- (2) 緊急輸送に要した車両等の経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急輸送に要した経費

2 前項の輸送業務に要した経費の算定については、甲・乙協議のうえ定める。

(災害補償)

第8条 物資の輸送業務中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例31号)が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結日から効力を有するものとし、甲・乙いずれから協定の解除の申し出がない限り継続するものとする。なお、協定内容の見直しが必要となった際は、甲・乙協議のうえ協定内容の変更を行うことができるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月30日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市新吉水町313番地1
栃木県トラック協会安蘇支部
支部長 増田邦雄

No. 1 4 災害時における電気設備等の復旧に関する協定

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における公共施設の電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市の区域内における災害発生時に、甲から乙に対して行う支援要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（支援の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）公共施設の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）活動中に二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- （4）その他災害発生時における復旧に関すること。

2 前項に定めのない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式1）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに「支援要請書」（別紙様式1）を提出するものとする。

- （1）支援の種類
- （2）支援の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3）支援を希望する期間

（支援の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により報告し、事後速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）を提出するものとする。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙はこの協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（経費の負担）

第8条 乙が、甲の要請により復旧活動に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(協定の期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了 30 日前までに、甲又は乙の一方が相手方に対しこの協定の改定又は解除の申し出をしないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第 10 条 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙で協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲、乙押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 20 日

甲 佐野市
市 長 岡 部 正 英

乙 栃木県電気工事業工業組合
理事長 吉 成 孝 夫

年 月 日

栃木県電気工事業工業組合 殿
(FAX 028-622-1934)

栃木県

市長

支 援 要 請 書

年 月 日付で締結した「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援の種類

- ☐ 電気設備等の復旧活動に関すること。
- ☐ 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- ☐ 活動中に二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- ☐ その他災害発生時における復旧に関すること。

2 支援の具体的な内容、施設名及び場所等

- ☐ 避難場所
- ☐ その他の施設

施 設 名 :

場所（住所） :

具体的な内容 :

責 任 者 : 部署

職名

氏名

連 絡 先 :

3 支援協力を希望する期間

年 月 日 () から

年 月 日 () まで

年 月 日

栃木県

市長殿

栃木県電気工事業工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
具 体 的 な 作 業 内 容 使用資機材等も記入		
災害対策支部	支 部 名	
	施 工 業 者	
	支 部 長	

No. 15 災害時における応急復旧対策業務の実施に関する協定

災害時における応急復旧対策業務の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と東京石灰工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力により迅速な応急復旧対策業務を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の報告）

第2条 乙は協定締結後、別紙様式1号により、緊急連絡先、従業員数及び建設資機材等種別について甲に報告するものとする。

2 乙は、報告の内容に変更が生じたとき、甲が特に求めたときは協力体制の報告を別紙様式1号により甲に提出するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模な災害時における応急復旧対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り甲の要請を受諾するものとする。

3 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲乙間の連絡について、甲にあっては当該業務を所管する危機管理課長を、乙にあっては別紙様式1号に記載された連絡責任者とする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条第2項の規定により甲の災害時に係る応急復旧対策業務の要請を受諾したときは、直ちに応急復旧対策業務を実施するものとする。この場合において、当該業務は、その目的を達成するための必要最低限度のものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（業務の指示等）

第5条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策業務を実施した場合は、業務終了後、甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、前条の規定により応急復旧対策業務内容を決定した場合は、業務協力者の緊急連絡先、従業員数及び建設資機材等種別について記載した名簿を甲に提出するものとする。

2 乙は、前1項の規定により決定した応急復旧対策業務内容、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第7条 乙は、甲から要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

(経費負担)

第8条 乙が実施した応急復旧対策業務に要した経費は、乙が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請により応急復旧対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(防災訓練への参加等)

第11条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、佐野市の安全で安心なまちづくりの推進に協力するものとする。

(その他)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成30年4月27日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 東京都中央区日本橋茅場町2丁目2番1号
東京石灰工業株式会社
代表取締役社長 菊池宏行

別紙様式 1 号

佐野市長 様

災害時協力申請書

弊社は、地震等の災害発生時において別添協定書に記載のとおり、佐野市が管理する公共施設等の応急復旧対策等に協力致したく申請します。

なお弊社においては、緊急連絡先、従業員数及び建設資機材等については、下記のとおりですので併せて報告いたします。

記

1	電話番号(FAX 番号)	TEL	FAX
2	業務協力者緊急連絡先	氏名	
	(緊急時電話番号)	TEL	携帯
3	労災保険特別加入		
4	従業員数		
5	建設資機材等種別		

年 月 日

住所
会社名
代表

No. 16 災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定

災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、佐野市内に大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市の区域内における災害時に、甲から乙に対して行う支援要請に関し、災害応急対策を円滑に実施できるよう必要事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 建築物等とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物、橋りょう、道路等公共土木施設等建築物、その他工作物をいう。
- 3 災害廃棄物とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

（業務の内容）

第3条 乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- （1）災害時の被災状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
- （2）応急対策活動に支障となる建築物等の解体に関する業務
- （3）被災者の救出等を目的とした建築物等の解体に関する業務
- （4）災害廃棄物の撤去及び運搬に関する業務
- （5）前各号に伴う必要な業務

（協力要請）

第4条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときには、協力要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日文書により提出するものとする。

（業務の指示等）

第5条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

- 2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急対策を実施できるものとする。
- 3 乙は、前項の規定に基づき応急対策を実施した場合は、当該応急対策終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第6条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第4条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、通知するものとする。

(経費負担)

第8条 第5条の規定に基づき、乙が実施した応急対策に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の積算については、災害発生時における栃木県積算基準等を準用し、基準にない事項については甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(業務の報告)

第9条 乙は、第5条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、協力報告書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書により提出するものとする。

2 前項の場合において、業務従事者は、業務に関する記録を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

(災害補償)

第10条 甲の要請により応急対策に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間終了1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月17日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 宇都宮市菊水町3-1 大友ビル2階
一般社団法人 栃木県解体工事業協会
会長 奥田 美弘

No. 17 災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定

災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と有限会社小島レッカーサービス（以下「乙」という。）は、災害時における通行妨害車両等の排除業務に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の協力により、緊急車両等の通行の妨害となる車両の排除について、必要な事項を定めることにより、市民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急車両等の通行を確保するため乙に協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の排除について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話または口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の発生日時、場所及び災害の状況
- （2）通行妨害車両の場所、路線名及び種別、台数等
- （3）連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 本協定で定める活動に要する経費については、乙の負担とする。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）が損害を受けた場合は、乙及び乙の業務従事者が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日より令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長金子裕

乙 佐野市赤見町2101番地
有限会社小島レッカーサービス
代表取締役 小島一恵

No. 18 佐野市消防本部と佐野瓦斯株式会社との都市ガス災害防止対策に関する業務協定

災害時における測量設計業務の実施に関する協定

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市測量設計業協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲が管理する公共施設の復旧に要する測量設計業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害（以下「災害」という。）が発生し、甲が管理する公共施設が被災した場合において、災害復旧に要する測量設計業務を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における公共施設の測量設計業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して文書により出勤の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日文書により提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り甲の要請を受諾するものとする。

3 甲は要請に当たり、被災箇所数と大まかな区域区間を指示することとする。

（測量設計対応業者）

第3条 乙は協力要請を受けた後、速やかに災害対応にあたる会員を決定する。

2 乙は、前項の規定により災害対応に当たる会員を決定した場合は、その箇所ごとに担当する技術者の緊急連絡先を甲に速やかに通知するものとする。

（業務の指示）

第4条 甲は、第3条第2項の通知を受けた後、乙に対して被災箇所の案内を行い作業内容等の指示を行うものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は本協定の趣旨に基づいて該当被災箇所を調査報告し、甲の指示を受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達、その他の双方間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定に基づき、乙が実施した測量設計業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算定は、栃木県災害査定測量設計業務委託積算基準によるものとし、積算基準にならない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により測量設計業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

2 業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからとも特に意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年11月17日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 佐野市富岡町1356番地7
佐野市測量設計業協議会
会長 松永 唯史

No. 19 災害時における相互協力に関する協定

災害時における相互協力に関する協定

佐野市（以下「甲」という。）と佐野瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、双方が保有する情報共有や施設の提供等を実施し、都市機能の早期復旧を目指し、市民生活の保全を目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における都市機能の早期復旧等を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報等住民の避難に関する情報
- 3 乙は甲に対し、供給停止の発生状況や復旧見込等、都市ガスに関連する情報
- 4 甲及び乙は、それぞれが知りえた道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路の寸断、復旧に関する情報

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における都市機能の早期復旧等のため、次の各号に掲げる事項について自らの行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- 2 都市ガス及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 3 甲及び乙が所有する施設等の利用
- 4 都市ガスに関する情報等の住民への周知

（原状回復）

第5条 乙は、甲の施設の利用が終了した場合、必要な原状回復を行い、甲に施設を返還する。

なお、原状回復に伴う費用は、乙が負担する。

（損害賠償）

第6条 利用した施設に損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲乙協議の上、定める。

- 2 前項の損害が乙の帰責事由により生じたときは、乙は当該損害を賠償する。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た相手方の秘密情報（知り得た状況から秘密であることが合理的に推認される情報を含む。）を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年11月27日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県佐野市久保町243
佐野瓦斯株式会社
代表取締役 菊池 宏行

【3 情報提供関係】

No. 20 災害発生時における佐野市と佐野市内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における佐野市と佐野市内郵便局の協力に関する協定書

栃木県佐野市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、佐野市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙の佐野市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、佐野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等として乙の所有する車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取 集・交付等並びにこれらを実際に行うための必要な事項(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 佐野市役所 行政経営部危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 佐野郵便局長（総務部長）又は佐野馬門郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2020年11月6日から2021年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月6日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市長

岡 部 正 英

乙 佐野市内郵便局
佐野郵便局 佐野堀米郵便局 佐野馬門郵便局 佐野犬伏郵便局
佐野赤坂郵便局 佐野吾妻郵便局 佐野並木郵便局 佐野植上郵便局
佐野堀米西郵便局 佐野大和郵便局 葛生郵便局 田沼郵便局
岩崎郵便局 飛駒郵便局 赤見郵便局 常盤郵便局 新合郵便局
氷室郵便局 佐野石塚郵便局 田沼吉水駅前郵便局

佐野市浅沼町410-1
代表 日本郵便株式会社
佐野郵便局長

恩 田 修 一

No. 2 1 火災等の災害及び防災情報利用許諾協定

火災等の災害及び防災情報利用許諾協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野地区広域消防組合（以下「乙」という。）と佐野ケーブルテレビ株式会社（以下「丙」という。）とは、火災等の災害及び防災に係る情報（以下「災害情報」という。）に関し、次のとおり利用を許諾する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲または乙から提供される災害情報を丙のデータ放送サービス（以下「データ放送」という。）を通じて利用者に提供することにより、住民の安心、安全の確保に資することを目的とする。

（情報の利用許諾）

第2条 甲または乙は、丙に対し、乙が消防指令システムにより関係者へ送信している災害情報について、この協定に定める条項に従い、丙が実施するデータ放送に使用することを許諾する。

（許諾の範囲）

第3条 第2条の規定に基づく許諾の範囲は、丙が希望する次に挙げる内容に限るものとする。

- （1）火災情報
- （2）災害情報
- （3）防災情報

2 丙は、この協定により許諾を受けた災害情報の利用権につき、第三者に利用権を譲渡し、又は再許諾をしてはならない。

3 丙は、甲または乙より提供された災害情報をデータ放送での使用以外に利用してはならない。

（制限事項）

第4条 丙は、甲または乙より提供された災害情報に対し、内容を変更して利用してはならない。ただし、甲乙丙合意の下で一部の情報を変更・削除できるものとする。

2 丙は、甲または乙の許可なくデータ放送への掲載方法を変更してはならない。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容で1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙丙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 栃木県佐野市富岡町1391番地
佐野地区広域消防組合消防本部
消防長 上野川孝一

丙 栃木県佐野市大橋町2000番地7
佐野ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 古澤繁

No. 2 2 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「法」という。）第 5 7 条の規定に基づき、佐野市（以下「甲」という。）と株式会社とちぎテレビ（以下「乙」という。）並びに株式会社栃木放送（以下「丙」という。）は、同法施行令第 2 2 条の規定に基づく災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定を締結する。

第 1 条 甲は、法第 5 7 条の規定に基づき乙及び丙に対し法第 5 6 条の規定による通知又は警告等の放送を要請する場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第 2 条 甲は、法第 5 6 条の規定に基づき放送を求める場合は、乙及び丙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 放送の日時
- 4 その他必要な事項

第 3 条 乙及び丙は、前条による放送を求められ、その内容が法第 5 6 条の規定に適合すると認められたときは、放送内容、放送の種別及び日時等を決定し、放送を行うものとする。

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第 5 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成 2 7 年 5 月 1 2 日から実施する。

平成 2 7 年 5 月 1 2 日

甲 栃木県佐野市高砂町 1 番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 栃木県宇都宮市昭和 2 - 2 - 2
株式会社とちぎテレビ
代表取締役社長 吉 澤 文 夫

丙 栃木県宇都宮市本町 1 2 - 1 1
株式会社栃木放送
代表取締役社長 竹 澤 一 夫

No. 2 3 災害時における無人航空機による情報収集及び救援業務等に関する協定

災害時における無人航空機による情報収集及び救援業務等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と晃洋設計測量株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力により無人航空機を活用した迅速な情報収集及び救援業務等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、市内施設等における被害状況の把握及び救援に関する業務（以下「情報収集業務等」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の報告）

第2条 乙は協定締結後、様式1により、緊急連絡先、従事者数及び無人航空機種別等について甲に報告するものとする。

2 乙は、報告の内容に変更が生じたとき、又は甲に提出を求められたときは、様式1により甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時における情報収集業務等を実施する必要があると認めたときは、情報収集及び救援業務協力要請書（様式2）（以下「要請書」という。）をもって乙に出動を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲の要請を受諾するものとする。ただし、天候、飛行条件等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

3 本協定に基づく情報収集業務等を円滑に実施するため、甲乙間の連絡については、甲にあっては当該業務を所管する危機管理課長を、乙にあっては様式1に記載された従事者を充てる。

4 本協定に基づく活動の内容は以下のとおりとする。

（1）無人航空機による情報収集

（2）無人航空機による救援活動

使用する無人航空機が可能な支援活動

（業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定により甲からの要請を受諾したときは、直ちに業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（業務の指示等）

第5条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、無人航空機、労力等（以下「無人航空機等」という。）の提供を求めるものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、前条に基づき協力した場合、情報収集及び救援業務協力報告書（様式3）（以下「報告書」という。）により当該業務の終了後、速やかに業務の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

(協力)

第7条 甲は、乙が本協定に基づく業務の実施にあたり、関係機関への調整が必要な場合は、これに協力する。

(経費負担)

第8条 乙が実施した情報収集業務等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に係る経費は、乙が見積書を提出後、遅延なく契約を取り交わし、支払うものとする。ただし、見積書を提出するいとまがないときは、電話または口頭等で提案し、その後速やかに見積書を送付するものとする。

(著作権の帰属)

第9条 乙は、甲に情報収集業務等に関する一切の著作権を譲渡する。

2 乙は、甲または甲が指定する第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

3 前項に定める著作権譲渡の効果は、前条に定める経費の支払い時点に発生するものとする。

4 甲は、乙から得た情報について、佐野警察署等の関係機関から情報提供を求められた際は著作権譲渡の効力が発生する以前においても開示できるものとする。

(災害補償)

第10条 甲の要請により情報収集業務等に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

2 業務の実施のあたり、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(防災訓練への参加等)

第12条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、佐野市の安全で安心なまちづくりの推進に寄与するものとする。

(その他)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成28年7月22日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 足利市山川町656番地1号
晃洋設計測量株式会社
表取締役社長 蓼沼恒男

佐 野 市
市 長

様

災害時協力申請書

弊社は、地震等の災害発生時において別添協定書に記載のとおり、情報収集業務等に協力致したく申請します。

なお弊社においては、緊急連絡先、従業員数及び無人飛行機等については、下記のとおりですので併せて報告いたします。

記

1	電話番号(FAX 番号)	TEL	FAX
2	緊急連絡先	氏名	
	(緊急時電話番号)	TEL	携帯
3	労災保険特別加入		
4	従業員数		
5	無人航空機等種別		

年 月 日

住 所
会社名
代 表

No. 2 4 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年1月24日

甲) 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡 部 正 英

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地
株式会社ゼンリン 関東エリア統括部
統括部長 宮 崎 英 一 朗

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

(4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

No. 25 災害時における放送要請に関する協定

災害時における放送要請に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と、佐野ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、佐野市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な災害情報を提供することにより市民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第57条により、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、甲は乙に対し市民に伝達すべき災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した放送要請書（別紙様式1）を乙に提出するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）依頼する放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

ただし、緊急を要する場合は、口頭もしくは電話等をもって要請し、事後速やかに放送要請書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、前条に定める要請を受けたときは、通常放送番組に優先して災害情報を放送するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条に規定する災害情報の放送に要する経費は無料とする。ただし、災害が長期にわたる場合は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了する。ただし、期間終了日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年6月15日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市大橋町2000番地7
佐野ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 石澤 繁

No. 2 6 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、佐野市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組み内容）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙は、甲が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲が運営するホームページのキャッシュサイトを乙の判断においてヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）甲は、避難所等の防災情報を乙に提供し、乙は、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3）甲は、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4）甲は、災害発生時の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報等を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5）甲は、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙は、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。
ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙の協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 4月22日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊健太郎

No. 2 7 佐野市の防災力向上のための協力に関する協定

佐野市の防災力向上のための協力に関する協定書

佐野市(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は、甲の防災力向上を推進するための協力(以下、「協力業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の密接な連携・協力により、大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え市民や企業等の防災力向上を図るとともに、協力業務の適正かつ円滑な実施のため、必要な事項を定める。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 災害時における無人航空機による情報収集に関すること。
- (2) 市民や企業等への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントへの参加に関すること。
- (4) 地域防災力向上に関する情報交換に関すること。
- (5) その他、防災・減災及び災害対応における連携・協力に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項及び遵守事項等について、甲乙の合意により決定するものとする。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため相互の協力が必要な場合は、原則として書面により要請を行うものとする。ただし、書面による要請ができない場合は、電話又はその他の方法により要請し、事後速やかに要請内容を記載した書面を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力業務を実施した場合は、甲に対し書面により報告を行うものとする。

(費用の負担)

第4条 甲及び乙が第2条第1項の規定による協力の実施に要する費用については、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後、甲及び乙は速やかに書面を持って連絡責任者を相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報の管理)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た双方の情報について管理を徹底し、第三者に公表もしくは漏洩してはならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが書面を持って協定解除の申し出をしない限り、その効力が継続するものとする。

2 協定解除の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙の協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月1日

甲 栃木県佐野市高砂町1
佐野市
市長 岡部正英

乙 栃木県宇都宮市大通り1-1-11
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 栃木支店
支店長 大磯崇雄

No. 2 8 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

佐野市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。
1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
3 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。
1 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
2 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
3 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災行政無線、防災メール、ラジオ等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(旧協定の失効)

第9条 甲乙間で締結した平成22年7月1日付の「停電事故情報の周知に関する協定書」は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月17日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
 佐野市
 佐野市長 岡 部 正 英

乙 栃木県小山市駅東通り2丁目23番25号
 東京電力パワーグリッド株式会社
 栃木南支社長 矢 島 浩 二

No. 29 広告付避難場所等電柱看板に関する協定

広告付避難場所等電柱看板に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、佐野市内における広告付避難場所等電柱看板の掲出に係る協力に関し、必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市民に対する避難場所等の地域情報（以下「地域情報等」という。）を案内表示することを目的として行う広告付避難場所等電柱看板の掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）広告付避難場所等電柱看板 乙の実施する広告事業のうち電柱へ設置する巻看板に民間企業等の広告と併せて地域情報等の案内表示を記載するもの（以下「看板」という。）をいう。
- （2）広告主 この協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（地域情報等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、この協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）掲出した看板に関する維持管理及び住民からの申出等について対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めに応じ、報告を行うこと。
- （4）新規の掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）地域情報等の変更又は削除があったときは、必要な修正を行うこと。

（看板の表示内容）

第5条 看板に記載する地域情報等の案内表示には、看板掲出場所から極力近い距離の地域情報等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、看板には記載しない。

- （1）法令等に違反し、又はそのおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの
- （3）政治性のあるもの
- （4）宗教性のあるもの
- （5）社会問題についての主義主張
- （6）個人の名刺広告
- （7）美観風致を害するおそれがあるもの
- （8）公衆に不快な念又は危害を与えるおそれのあるもの
- （9）その他広告として不適切であると甲が認めるもの

（経費）

第7条 看板の掲出に当たり、必要な一切の経費は乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しない。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、これを定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 9月 1日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県宇都宮市宿郷1丁目20番5号
東電タウンプランニング株式会社
栃木総支社長 長野 雅彦

No. 30 災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定

災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県建築士会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における甲が行う建築物等の応急対策業務等（以下「業務」という。）に対する応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲が乙に要請する業務が円滑かつ速やかに実施されるために必要事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に応援協力を要請する業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 甲が指定する市有施設等の応急危険度判定業務
- （2） 被災建築物の補修等に関する相談業務
- （3） その他甲が必要とする支援業務

2 前項の規定により指定する被災建築物、必要とする支援は甲と乙の協議により決定するものとする。

（業務の基準）

第3条 前条第1項第1号の判定業務は、栃木県震災建築物応急危険度判定士認定要綱により認定された判定士が、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の基準等に従って行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条の応援協力の必要があるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する事由
- （2） 応急危険度判定士による業務の実施内容
- （3） その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、「応援協力要請書（様式第1号）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を行ったときは、その結果を「応援協力報告書（様式第2号）」をもって甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡担当者届（様式第3号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から緊密な情報交換を行うよう努めるものとする。

(甲、乙の責務)

第7条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な配慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成や、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

(経費の負担)

第8条 乙は、甲からの応援協力の要請があった場合は、原則無償で従事するものとする。

(補償等)

第9条 乙が、第2条の規定による応援協力の従事に伴い、その責に帰することができない事由により死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態になったとき、又は第三者に損害を与えたときの補償等は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」若しくは乙が自ら加入する補償制度等によるものとする。

(災害予防対策)

第10条 甲及び乙は、建築物の安全性の確保を促進するため、耐震補強等の重要性の啓発を協力して積極的に行う。

(事務局)

第11条 この協定の施行に関し、甲は佐野市都市建設部建築指導課に、乙は一般社団法人栃木県建築士会佐野支部にそれぞれに事務局を置く。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後に於いても同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年6月2日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県宇都宮市築瀬町1958番地1
一般社団法人 栃木県建築士会
会長 柴田 道夫

年 月 日

一般社団法人 栃木県建築士会
会長 様

佐野市長
(公印省略)

応 援 協 力 要 請 書

災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定書第 4 条の規定により、下記のとおり支援を要請します。

記

1 日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
2 支援内容	(1) 甲が指定する市有施設等の応急危険度判定業務 (2) 被災建築物の補修等に関する相談業務 (3) その他甲が必要とする支援業務 (内容)
3 支援内容詳細	
4 その他必要事項	

担当者（職制・氏名）

TEL

年 月 日

佐野市長 様

一般社団法人 栃木県建築士会
会長

応援協力報告書

災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり支援内容を報告します。

記

1 日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
2 支援内容	(1) 甲が指定する市有施設等の応急危険度判定業務 (2) 被災建築物の補修等に関する相談業務 (3) その他甲が必要とする支援業務 (内容)
3 支援内容詳細	
4 その他	

【4 物資供給関係】

No. 3 1 災害時の物資供給等に関する協定

災害時の物資供給等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ佐野新都市店（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する処置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

(1) 飲料品 (2) 食料品 (3) 日用生活品 (4) その他甲が指定する物資

（物資の数量）

第4条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（物資の納入）

第5条 乙は、甲との調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

3 甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の費用）

第6条 乙が供給した物資の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行義務の免除）

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 18 年 7 月 31 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 7 月 31 日

甲 佐 野 市 長

岡 部 正 英

乙 イオン株式会社
ジャスコ佐野新都市店長

青 柳 英 樹

No. 3 2 災害時における防災活動協力に関する協定

災害時における防災活動協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ佐野新都市店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、佐野市域で地震、風水害等による大規模災害が発生した時の被災者の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、災害時応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。
- (2) 乙は、乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- (4) 乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (5) 乙は、乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提供するものとする。

（連絡責任者）

第4条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項（3）及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払い）

第6条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成18年7月31日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年7月31日

甲 佐 野 市 長

岡 部 正 英

乙 イオン株式会社
ジャスコ佐野新都市店長

青 柳 英 樹

No. 3 3 災害時における飲料水提供に関する協定

災害時における飲料水提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水提供に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の提供に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で「災害時」とは、地震・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指すものとする。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙様式第1号「飲料供給要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙様式第2号「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに「供給可能数量報告書」を提出するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第4条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- （1） ミネラルウォーター
- （2） その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第5条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、別紙様式第3号「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成21年9月1日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 21 年 8 月 25 日

甲 栃木県佐野市高砂町 1 番地
佐野市
市長 岡部 正英

乙 埼玉県さいたま市大宮市桜木町 1-11-9
サントリーフーズ株式会社関東甲信越支社
取締役関東甲信越支社長
太田 祥貴

年 月 日

飲料水提供要請書

サントリーフーズ株式会社
関東甲信越支社長 様

佐野市長

「災害時における飲料水提供に関する協定」第 3 条第 2 項に基づき、次のとおり要請
します。
なお、同協定第 3 条第 3 項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料水の種類・数量	
3. 引渡日時(納入希望日)	年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
<備考>	

年 月 日

飲料水提供可能数量報告書

佐野市 市長
様

サントリーフーズ株式会社

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	年 月 日 時 分
2. 要請書番号	No.
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時(納入日時)	年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
<備考>	

年 月 日

災害時緊急連絡体制表

甲：佐野市

連絡順位	緊 急 連 絡 先
①	電話番号
	F A X 番号
	E - MAIL
②	電話番号
	F A X 番号
	E - MAIL
③	電話番号
	F A X 番号
	E - MAIL

乙：サントリーフーズ株式会社

連絡順位	緊 急 連 絡 先
①	電話番号
	F A X 番号
	E - MAIL
②	電話番号
	F A X 番号
	E - MAIL
③	電話番号
	F A X 番号
	E - MAIL

No. 3 4 災害時における物資の供給に関する協定

災害時における物資の供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と、西尾レントオール株式会社栃木営業部（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う救護活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があったときには協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときには、協力要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 乙が供給する物資は、次表に掲げるものとする。

仮設トイレ	仮設ハウス	発電機	冷暖房器具	寝具	照明器具	テント	間仕切り
-------	-------	-----	-------	----	------	-----	------

2 前項に掲げるもののほか、甲は、必要とする物資を、甲乙協議の上、別に指定することができる。

（物資の引渡）

第5条 物資の受け取り場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（費用負担）

第7条 第4条に規定する物資の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な取引価格等により、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）が損害を受けた場合は、乙及び乙の業務従事者が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日より平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年12月27日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
佐野市長 岡部正英

乙 宇都宮市石井町3208番地
西尾レントオール株式会社栃木営業部
部長 近藤浩一

年 月 日

西尾レントオール(株)栃木営業部長 様

佐野市長

災害時における物資の供給要請について

災害時における物資の供給に関する協定（平成22年12月27日締結）により、物資の供給を下記のとおり要請します。

記

納入日時		
納入場所		
要請物資	品名	数量
備考		

No. 3 5 災害時における飲料水提供に関する協定

災害時における飲料水提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水提供に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の提供に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で「災害時」とは、地震・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指すものとする。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙様式第1号「飲料供給要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙様式第2号「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに「供給可能数量報告書」を提出するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第4条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- （1） ミネラルウォーター
- （2） その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第5条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、別紙様式第3号「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

甲 栃木県佐野市高砂町 1 番地
佐 野 市
市 長 岡 部 正 英

乙 東京都渋谷区本町 3 丁目 4 7 番 1 0 号
株式会社 伊藤園
代表取締役社長 本 庄 大 介

年 月 日

飲料水提供要請書

株式会社 伊藤園

様

佐野市長

「災害時における飲料水提供に関する協定」第 3 条第 2 項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定第 3 条第 3 項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料水の種類・数量	
3. 引渡日時(納入希望日)	年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
<備考>	

年 月 日

飲料水提供可能数量報告書

佐野市
市 長 様
株式会社伊藤園

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	年 月 日 時 分
2. 要請書番号	No.
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時（納入日時）	年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
<備考>	

災害時緊急連絡体制表

甲：佐野市

連絡順位	緊急連絡先		
①		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
②		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
③		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	

乙：株式会社 伊藤園

連絡順位	緊急連絡先		
①		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
②		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	
③		電話番号	
		FAX番号	
		E－MAIL	

No. 3 6 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の数量）

第 5 条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会ができるものとする

（要請の方法）

第 6 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 7 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 8 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 9 条 第 7 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 10 条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 11 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（履行義務の免除）

第 12 条 乙が被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月11日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

No. 3 7 災害時における対応協力に関する協定

災害時における対応協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と、佐野農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における対応協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、災害時における対応協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、その必要が生じる場合、甲は、乙に対し、対応協力を要請する。

（要請する対応協力の範囲）

第3条 甲が、乙に要請する災害時における対応協力の範囲は、次に掲げる内容とする。

- （1）米・農産物等の優先供給および確保協力
- （2）救援物資等の一時保管場所、復旧資材置場等として倉庫等施設の提供
- （3）緊急避難場所等として施設等の提供

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別紙様式第1号「災害時における対応協力要請書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後に「災害時における対応協力要請書」を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、その協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請による対応協力を実施したときは、速やかに別紙様式第2号「災害時における対応協力実施報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資または労務等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条に掲げる費用は、乙の請求により、甲がその内容を確認し、乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を、別紙様式第3号「災害時における対応協力連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲と乙は、この協定の活動を円滑にするため、情報交換に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年1月30日

甲 佐野市高砂町1
佐野市
佐野市長 岡 部 正 英

乙 佐野市金吹町2351
佐野農業協同組合
代表理事組合長 大 芦 宏

No. 3 8 災害時における食料及び生活必需品等の供給に関する協定

災害時における食料及び生活必需品等の供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）ととちぎコープ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における食料及び生活必需品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の保有する食料及び生活必需品等（以下「食料等」という。）を甲に優先的に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときには電話等により要請し、その後、文書を提出するものとする。

- （1） 災害時の状況及び必要とする食料等の品名と数量
- （2） 引渡しの方法及び引渡し場所
- （3） その他必要とする事項

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する食料等は、乙が調達可能なものとする。

（食料等の運搬）

第4条 食料等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取）

第5条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、当該場所において、乙の納品書等により、甲が確認のうえ引取るものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定により、乙が供給した食料等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な取引価格等により、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第7条 食料等の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（法令の遵守）

第8条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）及びその他の法令を遵守するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月13日

甲	佐野市高砂町1番地 佐野市 市長 岡部正英
乙	宇都宮市川田町858番地 とちぎコープ生活協同組合 理事長 古口葉子

No. 3 9 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力 について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。但し、緊急を要する時は電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施した時は、速やかに別に定める「物資供給報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 第5条の規定により、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月6日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市長 岡部正英

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社 カインズ
代表取締役 土屋裕雅

No. 4 O 災害時における飲料の提供に関する協定

災害時における飲料の提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とコカ・コーライーストジャパン株式会社 佐野支店（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内に地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、飲料の提供に関して、必要事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が災害時において、飲料を必要とする時は、乙に対し協力を要請できるものとする。乙は要請を受けた場合、次の各項の規定により、飲料を無償提供するものとする。

2 甲が被災者に提供するために必要な飲料を、可能な範囲で優先的に供給すること。

3 甲の施設内に設置した、災害対応型自動販売機内の在庫飲料を提供すること。なお、これを実施するための必要事項については、別に「覚書」を定めるものとする。

4 飲料の供給に必要な役務を提供すること。

（協力要請および実施）

第3条 甲は、本協定に基づき飲料の提供が必要な場合、乙に対し別紙様式第1号「飲料提供要請書」により協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請することができるものとし、後日速やかに「飲料提供要請書」を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める協力要請があった場合、要請内容を確認の上、別紙様式第2号「飲料提供可能数量等報告書」により甲に連絡する。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって報告し、後日速やかに「飲料提供可能数量等報告書」を提出するものとする。

（飲料の運搬、引渡）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、飲料内容を確認のうえ受け取るものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、別紙様式第3号「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙いずれからも異議申し出のない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項等に関しては、甲乙誠意をもって別途協議の上、解決するものとする。

以上、本協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 栃木県佐野市下羽田町2005番地2
コカ・コーライーストジャパン株式会社 佐野支店
支店長 宮内元彦

覚 書

佐野市（以下「甲」という。）とコカ・コーライーストジャパン株式会社佐野支店（以下「乙」という。）とは、甲乙間で平成27年7月1日付締結の「災害時における飲料の提供に関する協定書」（以下「災害協定」という。）第2条に基づき、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この覚書は、協定書第2条第3項の規定により、必要事項を定めることを目的とする。

（貸与物件）

第2条 乙は、甲に対し、乙所有の災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の鍵及び発電機（以下「貸与物件」という。）を無償で貸与し、甲はこれを借り受けるものとする。

（貸与物件の引き渡しおよび検査）

第3条 甲は、乙から貸与物件の引き渡しを受けた後、直ちに引き渡しを受けた物の状態を検査するものとする。

2 前項の検査の結果、何等かの問題があった場合、甲は引き渡しを受けてから1週間以内に、書面をもって乙に通知するものとする。この場合、甲は責任を持って、引き渡しされた物を保管するものとする。

3 前項の通知がない場合は、貸与物件は、完全な状態で引き渡しされたものとみなされるものとする。

（使用内容）

第4条 甲は、貸与物件を使用し、購入ボタンを自由に選択して自販機内の製品（以下「本件商品」という。）を何時でも提供できる内容（以下「フリードリンク」という。）を実施する。

2 甲は、貸与物件を使用し「フリードリンク」が正常に実施されるかを確認するため、乙に要請し、乙立ち合いのもと1年に1度動作チェックを行う。その結果「フリードリンク」が正常に実施されない場合は、貸与物件において、甲責任の下で正常に実施されるように修理するものとする。

3 甲は、貸与物件を自販機設置施設で使用することとし、乙の書面による同意がない限り、他の場所に持ち出してはならないものとする。

（貸与物件の保管）

第5条 貸与物件が完全な状態で引き渡しされた場合、甲は責任をもって貸与物件を保管し、使用する。

2 乙は、いつでも貸与物件の保管および使用の状況を検査でき、甲は、検査に協力しなければならないものとする。

3 貸与物件の保管または使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、甲が損害を賠償するものとする。

（譲渡・転貸等の禁止）

第6条 甲は、貸与物件を第三者に譲渡、転貸または使用させることができないものとする。

（貸与物件の滅失・毀損）

第7条 甲は、貸与物件の引き渡し後、返還までの間に、貸与物件が紛失、盗難、または毀損した場合は、その損害を賠償するものとする。

（貸与物件の返還）

第8条 災害協定が解除された場合、乙は甲に対し、貸与物件の引き渡しを求めることができるものとする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項等に関しては、甲乙誠意をもって別途協議の上、解決するものとする。

以上、本覚書締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成27年 7月 1日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 栃木県佐野市下羽田町2005番地2
コカ・コーライーストジャパン株式会社 佐野支店
支店長 宮内元彦

年 月 日

飲料提供要請書

コカ・コーラ・イーストジャパン株式会社
佐野支店 支店長 様

佐野市長

「災害時における飲料の提供に関する協定」第3条第1項に基づき、次のとおり要請します。
なお、同協定第3条第2項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料の種類・数量	
3. 引渡日時(納入希望日)	年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
<備考>	

年 月 日

飲料提供可能数量等報告書

佐野市
市長 様

コカ・コーライーストジャパン株式会社
佐野支店 支店長

「災害時における飲料の供給に関する協定」第3条第2項に基づき、当社の供給可能数量等を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	年 月 日 時 分
2. 要請書番号	No.
3. 供給可能飲料の種類・数量	
4. 引渡日時(納入日時)	年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
<備考>	

災 害 時 緊 急 連 絡 体 制 表

甲:佐野市

連絡順位	緊 急 連 絡 先
①	電話番号
	FAX番号
	E－MAIL
②	電話番号
	FAX番号
	E－MAIL
③	電話番号
	FAX番号
	E－MAIL

乙:コカ・コーライーストジャパン株式会社

連絡順位	緊 急 連 絡 先
①	電話番号
	FAX番号
	E－MAIL
②	電話番号
	FAX番号
	E－MAIL
③	電話番号
	FAX番号
	E－MAIL

No. 4 1 災害時における物資供給等に関する協定

災害時における物資供給等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）とあわしま堂（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための食料及び水（以下「物資」という。）の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

（1）食料品 （2）水

（物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 甲は、物資の引渡し場所である栃木佐野工場へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の費用）

第6条 乙が提供した物資に関する経費は、乙が負担するものとする。

2 乙が提供した物資の輸送に関する経費は、甲が負担するものとする。

3 前項の規定によりがたい場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行責任の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行責任の一部又は全部を免除することができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙の協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 7 月 29 日

甲 佐野市高砂町 1 番地
佐野市
市長 岡部 正 英

乙 佐野市岩崎町 3004
株式会社あわしま堂
代表取締役 木 綱 徳 勝

No. 4 2 災害時における支援協力に関する協定

災害時における支援協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と有限会社根本タイヤ商会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合または発生するおそれがある場合における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内または市外で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が行う救援活動等に対し乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の報告）

第2条 乙は協定締結後、災害時支援協力申請書（様式1）（以下「申請書」という。）により、緊急連絡先及び従事者数等について甲に報告するものとする。

2 乙は、報告の内容に変更が生じたとき、又は甲に提出を求められたときは、申請書により甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、災害応急対策を実施するにあたり、乙に対し支援協力要請書（様式2）（以下「要請書」という。）により乙に支援協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、甲の要請を受諾するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

3 本協定に基づく支援協力を円滑に実施するため、甲乙間の連絡については、甲にあっては当該業務を所管する危機管理課長を、乙にあっては様式1に記載された従事者を充てる。

（支援協力の内容）

第4条 本協定に基づく支援の内容は次のとおりとする。

- （1）車両タイヤの提供
- （2）車両タイヤの交換作業
- （3）車両タイヤの運搬作業
- （4）車両タイヤ・ホイールの修理作業
- （5）災害応急対策を実施する車両の一時集結場所の提供
- （6）その他甲が必要と認めるもの

（支援の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲からの要請を受けたときは、タイヤの供給及び運搬等に関し直ちに支援を実施するものとする。

2 乙は、支援の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（要請に係る事前の措置）

第6条 甲は、協力要請を行う必要があるとき又は必要があると判断したときは、必要に応じ支援可能内容等報告依頼書（様式3）（以下「依頼書」という。）により、あらかじめ支援可能な内容等について、乙に対し報告を求めることが出来るものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められたときは、甲に対し支援可能内容等報告書（様式4）（以下「支援報告書」という。）により速やかに報告するとともに、いつでも甲からの協力要請に対応できるよう、必要な措置を講じるものとする。

(運搬及び引渡し)

第7条 タイヤの引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までのタイヤの運搬は乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、内容を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

3 甲は、第1項の引渡場所への運搬は乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾するものとする。

(業務の報告)

第8条 乙は、第4条に基づき支援した場合、支援協力報告書(様式5)(以下「支援報告書」という。)により当該支援の終了後、速やかに支援の実施内容を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって報告できるものとし、事後、速やかに支援報告書を提出するものとする。

(経費負担)

第9条 第4条の支援協力を要する費用は、乙が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第10条 甲の要請により支援協力に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。これによらない場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。

2 支援の実施のあたり、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

(その他)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成29年4月21日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市君田町221番地5号
有限会社 根本タイヤ商会
代表取締役 根本康子

No. 4 3 災害時に備えた物資供給等に関する協定

災害時に備えた物資供給等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人瑞宝会（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害を見据え、乙が作成する土のう（以下「物資」という。）の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が作成する土のうを活用し迅速な応急復旧と被害の軽減を図ることを目的とし、必要な事項を定める。

（物資の確保）

第2条 乙は、平時より物資の確保を図り、毎年一定の数量を甲に供給するものとする。

（市の要請）

第3条 甲は、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。

2 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

（1）土のう

（物資の数量）

第6条 甲は、必要がある場合に乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（物資の引渡し）

第7条 甲は、物資の引渡し場所を指定し、職員立ち会いのもと、要請した物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の費用）

第8条 乙が提供する物資に関する経費は、乙が負担するものとする。

2 乙が提供した物資の輸送に関する経費は、乙が負担するものとする。

3 前項の規定によりがたい場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

（連絡先等確認）

第9条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行責任の免除）

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行責任の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成34年3月31日をもって終了する。ただし、期間終了日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 12 条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙の協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 8 月 7 日

甲 佐野市高砂町 1 番地
佐野市
市 長 岡 部 正 英

乙 宇都宮市下栗町 2936 番地 10 号
社会福祉法人 瑞宝会
理事長 土 屋 和 夫

No. 4 4 災害時における飲料水の提供に関する協定

災害時における飲料水の提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と、株式会社ダイードリンコサービス関東（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合等、被災住民等を救助するための飲料水（以下「物資」という。）の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、佐野市内で災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙に対して要請する物資の供給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。

2 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

(1) 水 (2) お茶

2 上記物資が不足する場合は、他飲料水の物資を供給するものとする。

（物資の数量）

第5条 1 災害につき100ケースまでとする。

2 甲からの要請により、上記数量を超えて供給する場合は、乙の調達可能な数量とする。

（費用負担）

第6条 前条第1項に規定する物資及び輸送に関する経費は、乙が負担するものとする。

2 前条第2項の規定による費用負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行責任の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議のうえ、被害の程度に応じて履行責任の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

(防災訓練への参加等)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、佐野市の安全で安心なまちづくりの推進に寄与するものとする。

(その他)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙の協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日

甲 佐野市高砂町 1 番地
佐野市
市 長 岡 部 正 英

乙 下都賀郡壬生町おもちゃのまち 3-4-25
株式会社ダイードリンコサービス関東
代表取締役 杉 山 憲 一

No. 4 5 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と清和紙器工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震、火災、風水害その他重大な災害（以下「災害」という。）が発生又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に必要な物資の調達及び災害に備えた地域防災力の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲及び乙は、前条に基づき、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）災害時における段ボール製品の調達に関すること。
- （2）佐野市の防災及び減災に関すること。

（協力要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 3 乙は、災害以外の訓練等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて行うものとする。

（物資の種類）

第4条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する場所に物資を搬送し引き渡すものとし、甲は、当該引渡し場所に甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、受け取るものとする。ただし、乙による物資の搬送が困難な場合は、状況に応じて、物資の搬送方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- 2 乙は、出来る限り物資の組立て等を指導できるものを派遣し、避難所の運営等が円滑に進むよう努めるものとする。
- 3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第6条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（物資の費用）

第7条 乙が提供した物資及び運搬に要した経費は、供給要請時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

- 2 物資供給後、甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領した時は、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届(様式第3号)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更した時も同様とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

(防災訓練への参加等)

第10条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、佐野市の安全で安心なまちづくりの推進に寄与するものとする。

(その他)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月22日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 佐野市高萩町373番地
清和紙器工業株式会社
代表取締役 松島謙二

No. 4 6 災害時等における車両の提供に関する協定書

災害時等における車両の提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における車両の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して車両の提供を要請する場合に必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、乙に対して車両の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の事情がない限り、協力するものとする。

2 乙は、甲からの提供要請があったときは、できる限り速やかに乙の組合員（以下「組合員」という。）に協力を要請し、必要な車種及び台数を整え、優先的に供給するものとする。

3 乙は、要請に基づき、甲の指定する場所へ車両を搬入する。

（協力要請の順位）

第3条 乙が甲から車両の提供要請があった場合に、組合員に協力を要請する順位は、甲及び組合員の利便性、迅速性等を踏まえ、次のとおりとし、必要な車両の確保が困難な場合は、次の順位へと要請を拡大するものとする。

（順位1）佐野市内の組合員

（順位2）県南地域（足利市・栃木市・小山市・下都賀郡）の組合員

（順位3）県内の組合員

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対して第2条に定める協力を要請するときは、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により、第2条に規定する業務を実施した場合は、速やかにその業務内容等を文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担及び支払い）

第6条 乙が第2条に規定する業務の実施に要した費用は、原則甲が負担することとする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、乙は必要な支援を行うものとする。

2 業務の実施に要した費用の算出方法については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 甲は、前項の規定により決定された費用の支払請求書を受領した時は、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

（損害発生時の補償等）

第7条 車両の貸し出し中に事故があった場合の対応については、各組合員の約款に基づき甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(相互連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

2 乙は、毎年1回甲に対し、組合員名簿及び組合員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月25日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 栃木県宇都宮市八千代1丁目4番12号
一般社団法人栃木県レンタカー協会
会長 青木重雄

年 月 日

車両の提供要請書

一般社団法人栃木県レンタカー協会会長 様

佐野市長

災害時等における車両の提供に関する協定書第 2 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

要請の理由		
要請する車種及び台数	車種	台数
車両の要請を 必要とする地域		
佐野市の担当者 及び連絡先等		
その他必要な事項		

年 月 日

災害時等における車両提供実績報告書

佐野市長 様

一般社団法人栃木県レンタカー協会会長

災害時等における車両の提供に関する協定第 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

提供した車両の車種 及び車両登録番号	車種	車両登録番号
車両を提供した地域		
車両を提供した日数及 び走行距離		
その他必要な事項		

No. 4 7 災害時における物資の供給に関する協定

災害時における物資の供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）及び株式会社フレッセイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（物資の要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合には、物資及びその数量等について原則として文書（様式1号）で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点において乙が調達可能な物資とする。

（1）飲料水 （2）食料品 （3）日用生活品 （4）その他甲が指定する物資

（物資の供給）

第4条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、物資の引渡場所へ職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

3 乙は、甲からの要請により物資の供給を実施したときは、速やかに文書（様式2号）により甲に報告するものとする。

（物資の数量）

第5条 甲は、必要がある場合に乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給した物資及び運搬に要した費用は、要請時点の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

2 物資供給後、甲は、前項の規定による支払請求書を受領した時は、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の通知は、期間終了1箇月前までに行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届（様式3号）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更した時も同様とする。

（その他）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月8日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 群馬県前橋市力丸町491番地1
株式会社フレッセイ
代表取締役社長 植木威行

No. 4 8 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と、株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、乙の保有する生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- （1）飲料品
- （2）食料品
- （3）日用生活品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資を可能な範囲で優先的に供給するよう努めるものとし、運搬についても同様とする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲から防災訓練への参加要請を受けた場合は、特段の理由がない限りこれに協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 3月23日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 真船幸夫

物 資 発 注 書

年 月 日

株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫 様

佐野市長

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

物資供給報告書

年 月 日

佐野市長 様

株式会社ヨークベニマル
担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品目	数量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	メールアドレス

No. 4 9 災害時における電動車両等の支援に関する協定

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるもの とする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、佐野市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部 正英

乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

No. 50 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社サンテック（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を支援するためのおしぼり等（以下「物資」という。）の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は、乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害以外の訓練等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて行うものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

- （1）おしぼり
- （2）ウェットシート
- （3）その他乙の取扱商品

（物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する場所に物資を搬送し引き渡すものとし、甲は、当該引渡し場所に甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、受け取るものとする。ただし、乙による物資の搬送が困難な場合は、状況に応じて、物資の搬送方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の費用）

第6条 乙が提供した物資および物資の運搬に関する経費は、要請時点の直近の価格を基準とし甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行責任の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行責任の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙の協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月5日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 佐野市船越町2367
株式会社サンテック
代表取締役 吉野 志門



(様式第 1 号)

物 資 供 給 要 請 書

年 月 日

株式会社サンテック
代表取締役 吉 野 志 門 様

佐野市長

「災害時における物資供給に関する協定」第 2 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項



(様式第2号)

物 資 供 給 完 了 報 告 書

年 月 日

佐野市長 様

株式会社サンテック
担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品目	数量	搬入場所	搬入日時
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	メールアドレス

No. 5 1 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の優先的な供給を要請することができる。

- （1）佐野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）佐野市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を佐野市長その他甲の指定する者に代行させることができる。

この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては佐野市行政経営部危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自1通を所持する。

令和4年2月16日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市

市長 金子 裕

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳

別紙①

供給要請対象物資一覧

分 類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

No. 5 2 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木トヨタ自動車株式会社、栃木トヨペット株式会社、トヨタカローラ栃木株式会社、ネットヨタ栃木株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社栃木支社（以下5社を併せて「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 乙が甲に対して協力する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする（外部接続機器が必要となる場合は接続機器も含める）。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙の幹事店である栃木トヨタ自動車株式会社に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話（メール）等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行なうものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から7日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び引渡し場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が外部給電可能な車両を貸与した期間中の車両費用については、無償とする。ただし、貸与中にかかる燃料費は甲が負担し、貸与期間中に掛ける任意保険料相当額については、乙が負担するものとする。

(補償)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件（別紙運用マニュアル）を守り、極力、安全な場所を使用する。

(2) 原則として、佐野市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、
第12条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式第3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第12条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第14条 甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及を協力して取り組む。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年11月1日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県宇都宮市横田新町3番47号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 新井 孝則

栃木県宇都宮市不動前5丁目1番26号
栃木トヨペット株式会社
代表取締役社長 荒川 徹三

栃木県宇都宮市上横田町798
トヨタカローラ栃木株式会社
代表取締役社長 喜谷 辰夫

栃木県宇都宮市駒生2丁目10番28号
ネットトヨタ栃木株式会社
代表取締役社長 守川 真介

栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち
3丁目8番15号
トヨタモビリティパーツ株式会社
栃木支社
支社長 中村 洋一

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

佐野市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎 住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏 名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

佐野市長 様

会社名
代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		

No. 5 3 災害時における物資の供給に関する協定

災害時における物資の供給に関する協定書

佐野市（以下、「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、甲が行う災害救助に必要な物資（以下、「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認める時は、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 佐野市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。
 - (2) 佐野市外において大規模な災害が発生し、又は避難住民に対する物資等の調達が必要であり、国、全国知事会又は都道府県等から物資調達のあつせんを求められたとき。
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、文書（別紙様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の範囲）

第3条 前条の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品、日用品、衣料品、医薬品
- (2) その他甲が指定する物資で、乙が供給できる商品

（物資の供給）

第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく物資供給の要請を受けたときは、速やかに供給するよう努めるものとする。

- 2 物資等の引渡しは、原則として乙が指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、甲の指定する場所において引渡しものとする。
- 3 乙は、前項の規定により物資供給を実施した場合は、甲に対し、文書（別紙様式2）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 4 物資等の引渡しの際は、甲の職員が立ち会い、物資を確認するものとする。

（物資の数量）

第5条 甲は、必要がある場合に乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、調達した物資等の代金及び救援輸送に要した費用を負担する。ただし、乙が無償での提供を申し出た場合はこの限りではない。

なお、経費の算出方法については、要請時点の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 甲が報告を受けた物資の代金は、乙の請求後、速やかに支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について互いに報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日より令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月17日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県小山市大字卒島1293
株式会社カワチ薬品
代表取締役社長 河内 伸 二

物資供給に関する要請書

西暦 年 月 日

株式会社カワチ薬品 代表取締役社長 様

佐野市長

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害時等の状況及び要請事由

2 要請する物資等

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時 頃			

3 その他

物資供給報告書

西暦 年 月 日

佐野市長 様

株式会社カワチ薬品 代表取締役社長

下記のとおり要請物資等を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

No. 5 4 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、佐野市内において、地震等により大規模な災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内において地震、暴風、豪雨、洪水及びその他の災害（以下「災害時」という。）が発生した場合で、多数の死者が一時的又は集中的に発生したときに迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認める場合は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときには、協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日文書により提出するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について業務を実施したときは、実施した事項について記載した業務実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合において、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払い先に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者を置き、甲にあっては危機管理課長の職にある者を、乙にあっては葬祭業協同組合理事長の職にある者を連絡責任者とする。

(守秘義務)

第10条 乙は、第2条に規定する協力を行う場合において知り得た個人情報その他の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了30日前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間の有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年3月26日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県宇都宮市野沢町340番地1
栃木県葬祭事業協同組合
理事長 小林 正勝

No. 5 5 災害時における佐野インランドポートを活用した支援物資の受入れ及びコンテナ型トイレ等の提供に関する協定書

災害時における佐野インランドポートを活用した支援物資の受入れ及びコンテナ型トイレ等の提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と吉田運送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における佐野インランドポートを活用した支援物資の受入れ及びコンテナ型トイレ等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が佐野インランドポートを活用した支援物資の円滑な受入れ及び確保並びにコンテナ型トイレ等の提供を受けることに關し必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 乙が甲に対して協力する物資の範囲は、次に掲げるものとする。

- （1）海上コンテナ
- （2）コンテナ型トイレ
- （3）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、物資提供要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、道路の不通、物資の破損等により物資の提供に支障が生じたとき、その他やむを得ない事由がある場合を除き、物資が確実に提供できるよう万全の体制を整え、甲に協力するものとする。

（物資の提供）

第5条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する場所に物資を搬送し引き渡すものとし、甲は、当該引渡し場所に甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、受け取るものとする。ただし、乙による物資の搬送が困難な場合は、状況に応じて、物資の搬送方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資提供を実施した場合は、甲に対し、物資提供報告書（様式第2号）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

（物資提供に係る経費）

第6条 物資の提供に係る経費は、甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故等のやむを得ない事由により、乙の当該業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が損害を受けた場合は、乙及び乙の業務従事者が加入する公的な災害補償または損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償で対応する。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日より令和9年3月31日までとし、同日後、乙が引き続き佐野インランドポートの指定管理を継続する場合は、指定管理期間と同期間について本協定を

延長するものとする。ただし、乙が指定管理を終了するときは、当該指定管理を終了する日をもって本協定も終了するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 茨城県坂東市半谷224番地15
吉田運送株式会社
代表取締役 吉 田 孝 美

(様式第 1 号)

年 月 日

吉田運送株式会社 様
(TEL:0297-34-2221 FAX:0297-34-2491)

佐野市長

物 資 提 供 要 請 書

以下のとおり物資を要請します。

依頼日時 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
[要請する範囲 (以下にチェック)] ☐ 海上コンテナ ☐ コンテナ型トイレ ☐ その他 ()
[要請期間] 年 月 日 () ～ 月 日 ()
[要請場所] 佐野インランドポート その他 ()
[連絡担当者・氏名・電話・FAX] 佐野市役所 危機管理課 防災係 担当 : TEL:0283-20-3056 FAX:0283-22-9104 E-mail:kiki@city.sano.lg.jp

(様式第 2 号)

年 月 日

佐野市長 様
(TEL:0283-20-3056 FAX:0283-22-9104)

吉田運送株式会社
代表取締役 吉田 孝美

物 資 提 供 報 告 書

以下のとおり物資提供を報告します。

報告日時 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
[物資提供範囲 (以下にチェック)] ☐ 海上コンテナ ☐ コンテナ型トイレ ☐ その他 ()
[物資提供期間] 年 月 日 () ～ 月 日 ()
[その他]
[連絡担当者・氏名・電話・FAX] 吉田運送株式会社 担当 : TEL:0297-34-2221 FAX:0297-34-2491

No. 5 6 災害時における物資の利用に関する覚書

災害時における物資の利用に関する覚書

佐野市下水道事業（以下「甲」という。）と佐野ハイブリッド発電株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、佐野市内で地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う救護活動に対し、甲及び乙が相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において、佐野市又は甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置された場合には、乙の所有する物資を甲が無償で利用できるものとする。

（利用の手続）

第3条 甲は、前条の定めにより乙の所有する物資の利用を開始するときは、利用開始届（別紙様式）を乙へ提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、原則として口頭で要請し、事後届により提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条で定める乙の所有する物資は、別表1に掲げるものとする（以下「対象物資」という。）。

（物資の利用）

第5条 甲は、第3条の手続きを実施したうえで、佐野市水処理センター（栃木県佐野市植下町3300）太陽光発電設備内に保管された対象物資を利用し、電力を利用することができるものとする。

（費用の負担）

第6条 対象物資の利用は無償とする。

2 前項以外の人件費及びその他の費用については甲が負担するものとする。

3 前項の費用は、災害発生前における適正な取引価格等により、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第7条 対象物資の利用により、事故等のやむ得ない事由によって甲の当該業務に従事する者が損害を受けた場合は、甲の責務により対応する。

2 対象物資の利用により、第三者が損害を受けた場合には甲の責務により対応する。

3 甲が借り受けた対象物資を適切に利用していたものの、対象物資が損壊あるいはその機能を発揮しなくなった場合においては、乙が補償・補填する。

4 甲が借り受けた対象物資を適切に利用しなかったこと、第三者の過失または不可抗力により対象物資が損壊あるいはその機能を発揮しなくなった場合においては、甲が補償・補填する。

（物資の管理等）

第8条 乙は、定期的に対象物資の点検等を行い、常に正常に利用できるよう管理を行うものとし、その管理方法の詳細は年間維持管理・運営業務実施計画書に定めるものとする。

2 乙は、甲が対象物資を適正に使用できるよう、甲に対して年1回以上、対象物資の使用方法等に係る訓練を行うものとする。

（乙の提案）

第9条 甲及び乙は、本覚書の締結によって、乙が佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業のために甲に提出した技術提案書7. 地域貢献に関する事項4. 災害時の協力に関する提案事項が履行されたことを確認する。

(物資の譲渡)

第10条 乙は、平成27年3月3日付の佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業契約書による契約（以下「事業契約」という）が期間満了で終了した場合、事業契約約款第57条第1項に基づき、本施設（事業契約約款の定義を準用する）の所有権を甲に無償で譲渡する際に、対象物資も同時に無償で甲に譲渡するものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から事業契約が終了するまでとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意を持って協議し、決定するものとする。

以上、この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年10月8日

甲

佐野市大橋町1165番地
佐野市下水道事業
佐野市長 金子 裕

乙

栃木県佐野市若松町213 京屋ビル2階
佐野ハイブリッド発電株式会社
代表取締役 小坂井 恒一

別表 1

名称	型式	所在地	個数
電源バッテリー電池	Anker 767 Portable Power Station (GaNPrime PowerHouse 2048Wh)	栃木県佐野市植下町 3 3 0 0	2 台
ソーラーパネル	Anker 531 Solar Panel (200W)	栃木県佐野市植下町 3 3 0 0	5 台

No. 57 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内において地震、風水害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は佐野市以外の地域で災害が発生し、佐野市が当該地域の災害支援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲乙が相互に協力し、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の範囲）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）佐野市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。
- （2）佐野市外において大規模な災害が発生し、又は避難住民に対する物資等の調達が必要であり、国、全国知事会又は都道府県等から物資調達のあっせんを求められたとき。
- （3）佐野市外において大規模な災害が発生し、佐野市が被災地域への支援を行う必要があると認めるとき。

（供給物資）

第3条 前条の規定に基づき、甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能なものとする。

- （1）仮設事務所、仮設トイレ、応急仮設住宅
- （2）その他甲が指定する物資で、乙が供給できるもの

（要請方法）

第4条 要請の方法は、甲から乙に対し、文書（別紙様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給）

第5条 乙は、甲から前条の規定に基づく物資供給の要請を受けたときは、速やかに供給するように努めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 乙は、前条の規定により物資供給を実施した場合は、甲に対し、文書（別紙様式2）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 物資等の引渡しは、原則として甲の指定する場所において行うものとする。
- 3 物資等の引渡しの際は、甲の職員が立ち会い、物資を確認するものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給及び運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する完了報告について甲の承認を得た後、乙は甲に対して支払い請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月19日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
佐野市長 金子 裕

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻 貴嗣

年 月 日

三協フロンテア株式会社 様

佐野市長

物資供給要請書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物資名 (種類・性能等)	数 量	引渡場所		備 考
		名 称	住 所	

その他必要事項

担当 : _____

電話 : _____

年 月 日

佐野市長 様

三協フロンティア株式会社

物資供給完了報告書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定に基づき、次のとおり物資の供給が完了したことを報告します。

物資名 (種類・性能等)	数 量	引渡場所		備 考
		名 称	住 所	

その他報告事項

担当：_____

電話：_____

No. 58 災害時における資機材の供給に関する協定

災害時における資機材の供給に関する協定

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ首都圏支社（以下「乙」という。）は、災害時の資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲の要請に応じ、乙が保有する資機材を提供することで円滑な応急復旧の実施を目的とする。

（要請）

第2条 甲は災害発生時において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し、その保有する資機材の提供を要請することができる。

- 2 要請は、甲から乙に対し文書をもって行うものとする。
ただし、緊急を要するときは口頭等で要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（提供）

第3条 甲が乙に提供を要請する資機材は、要請時点で乙が提供可能なものとする。

- 2 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに資機材の提供を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により資機材の提供を実施した場合は、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

（資機材の運搬、引渡し等）

第4条 資機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲の職員又は甲が指定する者が行うものとする。

- 2 資機材の引渡し及び返却の際は、引渡し等の場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、資機材を確認の上、引渡し又は返却を行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬及び提供する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が提供した資機材のレンタル代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 提供を受けた資機材のレンタル代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び資機材の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年9月4日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 東京都中央区日本橋3-12-2
朝日ビルディング1F
株式会社アクティオ 首都圏支社
支社長 高野 博勝

【5 避難施設等関係】

No. 59 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人とちのみ会（以下「乙」という。）は、災害時ににおいて、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡 部 正 英

(乙) 所在地	佐野市小中町1280
名 称	社会福祉法人 とちのみ会
代表者職氏名	理事長 秋 山 一 郎

No. 60 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ブローニュの森（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英
(乙) 所在地	佐野市堀米町3905番地4
名 称	社会福祉法人 ブローニュの森
代表者職氏名	理事長 長 竹利夫

No. 6 1 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛光園（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市 長 岡 部 正 英

(乙) 所在地	足利市稲岡町500番地
名 称	社会福祉法人 愛光園
代表者職氏名	理事長 川 俣 恵 一

No. 6 2 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人縁盛会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英

(乙) 所在地	佐野市馬門町1470番地
名 称	社会福祉法人 縁盛会
代表者職氏名	理事長 堀越芳忠

No. 6 3 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恵明会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第 1 1 条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第 1 3 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

2 前項の期間満了日の 1 月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 6 年 3 月 1 8 日

(甲) 所在地	佐野市高砂町 1 番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市 長 岡 部 正 英

(乙) 所在地	佐野市葛生東 1 - 1 5 - 6
名 称	社会福祉法人 恵明会
代表者職氏名	理事長 長 島 明 二

No. 6 4 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひまわり会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英

(乙) 所在地	佐野市石塚町1018番地
名 称	社会福祉法人 ひまわり会
代表者職氏名	理事長 町田英夫

No. 6 5 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人常盤福祉会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英

(乙) 所在地	佐野市堀米町1336番地1
名 称	社会福祉法人 常盤福社会
代表者職氏名	理事長 廣澤英次

No. 6 6 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人報徳会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英

(乙) 所在地	佐野市仙波町847番地
名称	社会福祉法人 報徳会
代表者職氏名	理事長 石川淑郎

No. 6 7 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人桜和会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏ら

してはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英

(乙) 所在地	佐野市犬伏中町2441番地1
名称	社会福祉法人 桜和会
代表者職氏名	理事長 浦田 奨

No. 6 8 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人佐野福祉会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市 長 岡 部 正 英

(乙) 所在地	佐野市小中町1820番地4
名 称	社会福祉法人 佐野福社会
代表者職氏名	理事長 遠 藤 勝

No. 6 9 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人徳知会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月18日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英

(乙) 所在地	佐野市田島町213番地
名称	社会福祉法人 徳知会
代表者職氏名	理事長 高田 茂

No. 70 災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定

災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人若草福祉会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を収容し生活を支援するため、乙が所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する社会福祉施設等を民間福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる要配慮者は、甲の指定避難所における避難生活が困難であり、民間福祉避難所における生活支援が必要な高齢者及び障がい者等とする。

（使用施設）

第3条 民間福祉避難所として使用できる施設は、乙所有の施設とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第4条 甲は、住宅が居住困難となった要配慮者及び指定避難所において対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 甲は、前条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（要配慮者の移送）

第6条 要配慮者の民間福祉避難所への移送は、要配慮者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

（管理運営）

第7条 乙は、要配慮者の家族又は支援者等と協力して、要配慮者の日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から連絡があったときは、介助員等の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の生活に必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第9条 甲は、民間福祉避難所として乙が要配慮者の受け入れに要した経費を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第10条 民間福祉避難所の使用期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、民間福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定について異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年 3月30日

(甲) 所在地	佐野市高砂町1番地
名称	佐野市
代表者職氏名	市長 岡部正英

(乙) 所在地	埼玉県本庄市仁手669番地の4
名称	社会福祉法人 若草福社会
代表者職氏名	理事長 福島好政

No. 7 1 災害時における応急住宅として使用することに関する協定

災害時における応急住宅として使用することに関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人マロニエ（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の施設を応急住宅として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する施設等を応急住宅として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において、支援の対象となる者は、災害の被災者で、災害の当時居住していた住宅が滅失等し、居住する住宅がない者であって、自己の資力をもってしては住宅を確保できないと甲が認めるもの（以下「住宅確保困難者」という。）とする。

（使用施設）

第3条 応急住宅として使用する施設は、乙所有の施設 佐野市米山南町 8-2 乳児院「夢」及び自立援助ホーム「虹」4,5 階部分 とする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害が発生し必要と認める場合は、乙に対し、応急住宅として協力を要請できるものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲からの要請があった場合、応急住宅の使用について協力するものとする。

（手続き）

第6条 甲は、第4条の規定により施設の使用について乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、住宅確保困難者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第7条 住宅確保困難者の居住に係る家賃、電気、水道料金については、乙の負担とする。

（使用期間）

第8条 応急住宅の使用期間は、甲乙協議のうえ決定する。また、当初定めた期間を変更する場合も同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、住宅確保困難者について、居住に際して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年6月2日

(甲) 所在地名	佐野市高砂町1番地
代表者職氏名	佐野市市長 岡部正英

(乙) 所在地名	宇都宮市睦町3番7号
代表者職氏名	社会福祉法人 マロニエ理事長 磯貝充

No. 7 2 災害時支援施設の利用に関する協定

災害時支援施設の利用に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と住友大阪セメント株式会社 栃木工場（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の所有する施設等を災害時支援施設として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、乙が所有する施設等を災害時支援施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（災害時支援施設）

第3条 災害発生時における災害時支援施設は、佐野市築地町715番地 住友大阪セメント株式会社 栃木工場 とする。

（災害時支援施設の利用範囲）

第4条 災害時支援施設の利用できる範囲については、次のとおりとする。

- (1) 講堂
- (2) 入浴施設
- (3) 片倉倶楽部南側駐車場
- (4) 飲料水

（協力要請）

第5条 甲は、災害が発生し必要と認める場合は、乙に対し、災害時支援施設としての利用を要請できるものとする。ただし、乙は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（要請手続）

第6条 甲は、第4条に規定する施設等の利用について乙に協力を要請する時は、別紙様式第1号「協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後別紙様式第1号「協力要請書」を提出するものとする。

（協力）

第7条 乙は、甲からの要請があった場合、可能な限り災害時支援施設の利用について協力するものとする。

（災害時の対応）

第8条 乙は、災害時において、速やかに災害時支援施設としての機能を果たせるよう施設の開場など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、災害時支援施設の開設及び運営に協力する。

（経費の負担）

第9条 乙は、災害時支援施設の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

（連絡体制）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 7 年 7 月 2 3 日

(甲) 所在地	佐野市高砂町 1 番地
名 称	佐野市
代表者職氏名	市 長 岡 部 正 英
(乙) 所在地	佐野市築地町 7 1 5 番地
名 称	住友大阪セメント株式会社栃木工場
代表者職氏名	執行役員栃木工場長 大 嶋 信 太 郎

住友大阪セメント株式会社
様

要請者 佐野市長
氏 名

協 力 要 請 書

災害時支援施設の利用に関する協定書第 5 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

施設	利用場所 (○をつける)	講堂 ・ 入浴施設 ・ 駐車場
	利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	利用者・人数 (○○避難所・○名等)	名
飲料水	数量	
	引渡日時 (納入希望日)	年 月 日 時 分
	引渡場所・方法	
連絡責任者・連絡先		
備 考		

No. 7 3 洪水発生時における施設等の提供に関する協定

洪水発生時における施設等の提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）及び三菱地所・サイモン株式会社佐野プレミアム・アウトレット（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、乙の所有する立体（屋上）駐車場の一部（以下「洪水避難施設」という。）を一時避難場所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難者の受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、氾濫危険情報が発表された場合、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令した場合又は甲が乙に対し文書（様式1号）若しくは口頭により一時避難場所の開設を要請した場合は、乙は、洪水避難者を乙の管理する施設へ受入れを開始するものとする。

2 乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した場合等は、この限りでない。

3 洪水避難者の受入れは、はん濫危険情報若しくは避難勧告等が解除されたとき、又は甲が乙に対し閉鎖の旨を文書（様式2号）又は口頭により通知したときに終了するものとする。

4 乙は、洪水避難者を受け入れた場合は、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、第2項の規定による洪水避難者の受入れの終了後、なお施設から退去しない洪水避難者がいる場合は、乙と協力し洪水避難者の退去を促すものとする。

6 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難場所として利用する施設の範囲を、市民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（洪水避難施設及びその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設の範囲等は、次のとおりとし、その旨を地域防災計画及び市ホームページ等で公表するものとする。

施設名称	三菱地所・サイモン株式会社 佐野プレミアム・アウトレット
所在地	栃木県佐野市越名町2058番地
使用範囲	第2立体駐車場（トイレ付随）
収容台数	2, 200台

2 第4立体駐車場（1, 100台）においては、状況に応じて適時開放することとする。

3 乙は、洪水避難施設の増改築等により、使用面積等に変更が生じた場合、又は乙の事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協定に基づき要した費用（光熱水費等）は、乙の負担とする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

2 当該者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の通知は、期間終了1箇月前までに行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届（様式第3号）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更した時も同様とする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月19日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 栃木県佐野市越名町2058番地
三菱地所・サイモン株式会社
佐野プレミアム・アウトレット
支配人 安田格司

(様式1)

年 月 日

三菱地所・サイモン株式会社
佐野プレミアム・アウトレット 様
(TEL:20-5810 FAX:20-5815)

佐野市長

洪水避難施設開設要請書

洪水避難施設の開設を下記のとおり要請します。

依頼日時 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
[受入れを要請する事由 (以下にチェック)] ☐ 氾濫危険情報が発表されたため ☐ 避難情報が発令されたため ☐ その他 ()
[受入期間] 年 月 日 () ~ 月 日 ()
[受入れ要請場所 (以下にチェック)] ☐ 第2立体駐車場 (トイレ付随) 2,200 台 ☐ 第4立体駐車場 (トイレ無し) 1,100 台 <u>※第2駐車場を優先とし、必要に応じて第4駐車場を開放する。</u>
[連絡担当者・氏名・電話・FAX] 佐野市役所 課 係 担当 : TEL:20-3056 FAX:22-9104

(様式2)

年 月 日

佐 野 市 長 様
(TEL:20-3056 FAX:22-9104)

三菱地所・サイモン株式会社
佐野プレミアム・アウトレット
支配人

洪水避難施設閉鎖報告書

洪水避難施設を以下のとおり閉鎖したので通知します。

閉鎖日時 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
[閉鎖事由 (以下にチェック)] ☐ 氾濫危険情報が解除されたため ☐ 避難情報が解除されたため ☐ その他 ()
[閉鎖施設 (以下にチェック)] ☐ 第2立体駐車場 (トイレ付随) 2,200 台 ☐ 第4立体駐車場 (トイレ無し) 1,100 台
[未退去車両等 (以下にチェック)] ☐ 自動車 台 ☐ バイク 台 ☐ 自転車 台 ☐ その他 () 台
[施設の使用状況 (以下にチェック)] ☐ 異常なし ☐ 異常あり (箇所) (例…柱に車両接触跡、男性用トイレ内洗面台の破損 など)
[報告者・氏名・電話・FAX] 佐野プレミアム・アウトレット 担当 : (TEL:20-5810 FAX:20-5815)

No. 7 4 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

佐野市(以下「甲」という。)と株式会社デベロッパ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙が保有する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入する。

3 乙が移動式宿泊施設等の提供に伴い避難者等へ提供するサービスは、宿泊及び食事並びに入浴とする。ただし、移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(対象者)

第3条 移動式宿泊施設等を使用できる者は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者などの避難所等において、対応が困難であると甲が認める者とする。

(要請の手続)

第4条 甲は、乙に対して第2条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担及び支払)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生前の宿泊費用等を勘案し、甲と乙が協議のうえ、算出した額とする。

2 甲は、第2条第2項の規定により移動式宿泊施設等を移動したときは、乙との協議のうえ、その移動に要した経費を負担するものとする。

3 甲は、前2項に規定する費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(取消料)

第6条 乙は、甲が申込み後に移動式宿泊施設等の使用の取消しを行った場合であっても、甲に取消料を請求しないものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時に移動式宿泊施設等を使用した場合において、破損、汚損等の原因がその使用者の責に帰すべき事由以外であるときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、本協定に基づき履行される業務に伴い、取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

る。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

乙 千葉県市川市市川一丁目4番地10 市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村健史

No. 7 5 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野ホテル旅館組合（以下「乙」という。）は、災害時等における乙の組合員が所有する宿泊施設の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市で災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生した場合等（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して、被災者への宿泊施設の提供等の協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 乙の組合員が所有する宿泊施設を使用できる者は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者で避難所等において、対応が困難であると甲が認める者とする。

（協力要請業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）乙の組合員が所有する宿泊施設における被災者への宿泊及び食事並びに入浴施設の提供
- （2）乙の組合員が所有する宿泊施設への被災者の輸送
- （3）その他甲と乙が協議し必要と認める支援業務

（協力要請等）

第4条 甲は、乙に対して前条各号に掲げる業務の協力を要請するときは、文書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

（協力要請業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定により要請に応じるときは、速やかに乙の組合員に対し調査を行い、業務の協力が可能な宿泊施設の名称、連絡先、期間等の報告事項をとりまとめ、文書（様式2）により甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に規定する乙が提供した宿泊等に要した経費は、要請時の直近の価格を基準とし、甲が負担するものとする。

（使用期間）

第7条 宿泊施設の使用期間は、7日間以内とする。ただし、延長が必要な場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、災害時における宿泊施設の提供等を行うに当たり、業務上知り得た被災者の個人情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第9条 協定書の締結日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 3月 9日

甲 佐野市
市 長 岡 部 正 英

乙 佐野ホテル旅館組合
組合長 日野原 新 次

年 月 日

佐野ホテル旅館組合
理事長 様

佐野市長

宿泊施設提供要請書

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書第 3 条第 1 項に基づき、宿泊施設等の提供について、次のとおり協力を要請します。

要請の理由			
要請業務の内容 (該当する項目にチェックをつける)	☐ 宿泊施設の提供 ☐ 入浴施設の提供 ☐ 食事の提供 (☐ 朝 ・ ☐ 昼 ・ ☐ 夕) ☐ 宿泊施設への輸送 ☐ その他 ()		
提供期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
提供人数	世帯 (人)		
内 訳 ※多数の場合は別紙にて報告	代表者名	人数	特記事項
備 考			

要請担当者 所 属
職・氏名
電話番号

年 月 日

佐野市長 様

佐野ホテル旅館組合
理事長

協力宿泊施設報告書

年 月 日付けで要請のあった宿泊施設等の提供について、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書第4条に基づき、次のとおり報告いたします。

宿泊 施設名	担当者 (電話番号)	受入可能 部屋数 (※2)	受入可能 期間	提供可能業務（※1）						備 考
				宿泊	入浴	送迎	食 事			
							朝	昼	夕	

(※1) 提供可能業務欄には、提供可能な業務に「○」を記入する。

(※2) 1人部屋1部屋、4人部屋2部屋など受入人数を記入する。

宿泊施設名
報告担当者
電 話 番 号

No. 7 6 災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定

災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定書

佐野市(以下「甲」という。)と有限会社ヤマダ(以下「乙」という。)は、乙が取得する旧山形小学校(以下「施設」という。)を甲が市指定避難場所及び市指定避難所(以下「避難所等」という。)として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書(第1号様式)を甲に提出する。

2 甲は、利用施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(避難所等の開設)

第3条 甲は、次の場合、施設に避難所等を開設することができる。

- (1) 市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあり市民の避難を要する場合
- (2) その他、著しく市民の生命を脅かす事態になり、甲が施設に避難させる必要があると認めた場合

(開設の通知等)

第4条 甲は、前条に基づき施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書(第2号様式)で、乙に対して通知するものとする。

- 2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、電話等により開設する旨を連絡したうえで利用施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を通知するものとする。
- 3 乙は、甲が利用施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 避難所等開設時の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。
- 3 乙は、避難所等の運営管理について甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 難所等の開設期間は、第3条に基づく開設から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(第3号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の閉鎖)

第8条 甲は、利用施設の避難所等を閉鎖する場合は、乙に避難所等使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(備蓄品の保管)

第9条 甲は、備蓄品を利用施設の一部に保管することができるものとする。なお、備蓄品の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、前項による備蓄品の保管場所を無償で提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所等開設時に備えるものとする。

(必要な情報の提供)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を甲に報告しなければならない。

(1) 施設に係る工事を行う場合

(2) 施設を避難所等として使用させることができなくなった場合

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和15年3月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月14日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県足利市富士見町1-3
有限会社 ヤマダ
取締役社長 谷内 浩子

年 月 日

佐野市長 様

有限会社 ヤマダ
取締役社長 谷 内 浩 子

避難所等指定承諾書

災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時における避難所等としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所在場所

2 名称

3 避難所等指定

避難場所 【 】

面積 平方メートル

避難所 【 】

面積 平方メートル

別紙配置図及び平面図のとおり

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

有限会社 ヤマダ
取締役社長 谷 内 浩 子 様

佐野市長

避難所等開設通知書

災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定書第4条の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり設置することを通知します。

記

開設日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	避難場所【 】 避難所【 】
利用人数	名
その他	

佐野市長

災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定書第 7 条の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長をお願いします。

記

延長日時の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	避難場所【 避難所【
利用人数	名
延長の理由	

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

有限会社 ヤマダ
取締役社長 谷 内 浩 子 様

佐野市長

避難所等使用終了届

災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定書第8条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。
なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

- | | | | | | |
|---|----------|---|---|---|-----|
| 1 | 終了日時 | 年 | 月 | 日 | 時まで |
| 2 | 引き渡し予定日時 | 年 | 月 | 日 | 時まで |

No. 7 7 災害時における施設の提供に関する協定

災害時等における施設の提供に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐野市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、自家用車等を利用して緊急避難する者（以下「避難者」という。）の安全確保のため、乙の施設（以下「乙の施設」という。）提供に関し必要事項を定める。

（協力施設及びその範囲等）

第2条 乙の施設は次のとおりとし、甲は市地域防災計画及び市ホームページ等で公表するものとする。

施設名称	ダイナム栃木佐野高萩店
所在地	栃木県佐野市高萩町 675 番地 2
管理者	ストアマネジャー 遠藤 吏
構造等	木造構造
建築年	2015年12月5日
一時避難場所	駐車場：収容台数374台 店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 乙は、乙の施設の増改築により、施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害時支援施設としての利用を要請できるものとし、文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日文書により提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがい受入れを開始し、避難者の安全な誘導に努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請に対し、顧客対応等速やかに準備を整えたうえ、甲に対し施設使用の開始時間を通知する。

（備品等の提供）

第5条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断において提供できるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協定に基づき要した費用（人件費・光熱水費等）は、乙の負担とする。

（損傷等の費用負担）

第7条 第3条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

2 当該者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

（利用期間）

第8条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得て期間を延長することができる。

(利用の終了)

第9条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（別記様式第2号）にて通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による避難者の受入れ終了後、なお施設から退去しない避難者がいる場合は、乙と協力し避難者の退去を促すものとする。

(連絡体制等)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年1月26日

甲 栃木県佐野市高砂町1
佐野市
市長 金子 裕

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役 保坂 明

No. 7 8 災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定

災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定

佐野市(以下「甲」という。)と株式会社ピーアンドジー(以下「乙」という。)は、乙が取得する旧飛駒小学校(以下「施設」という。)を甲が市指定避難場所及び市指定避難所(以下「避難所等」という。)として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

第2条 乙は、避難所等として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書(第1号様式)を甲に提出する。

2 甲は、利用施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(避難所等の開設)

第3条 甲は、次の場合、施設に避難所等を開設することができる。

- (1) 市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあり市民の避難を要する場合
- (2) その他、著しく市民の生命を脅かす事態になり、甲が施設に避難させる必要があると認めた場合

(開設の通知等)

第4条 甲は、前条に基づき施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書(第2号様式)で、乙に対して通知するものとする。

- 2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、電話等により開設する旨を連絡したうえで利用施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を通知するものとする。
- 3 乙は、甲が利用施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 避難所等開設時の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。
- 3 乙は、避難所等の運営管理について甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、第3条に基づく開設から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(第3号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の閉鎖)

第8条 甲は、利用施設の避難所等を閉鎖する場合は、乙に避難所等使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(備蓄品の保管)

第9条 甲は、備蓄品を利用施設の一部に保管することができるものとする。なお、備蓄品の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、前項による備蓄品の保管場所を無償で提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所等開設時に備えるものとする。

(必要な情報の提供)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を甲に報告しなければならない。

(1) 施設に係る工事を行う場合

(2) 施設を避難所等として使用させることができなくなった場合

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和16年3月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目30-4
株式会社ピーアンドジー
代表取締役 木原 東 日

No. 7 9 避難所の使用に関する覚書

避難所の使用に関する覚書

栃木県立佐野高等学校・同附属中学校（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）は、甲の施設を災害発生時の避難場所（以下「避難所」という。）として乙が使用するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 乙は、甲の施設のうち体育館（第1・第2）、教室棟（校舎）及び管理特別教室棟を避難所として使用する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第2条 乙は、市内に大規模災害等が発生して多数の避難者が生じ、必要と判断した場合において、甲に対し、甲の施設を避難所として使用することを要請できるものとする。ただし、甲は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放することができるものとする。

2 甲は、乙からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙は、第1条に規定する施設等の利用について甲に協力を要請する時は、「避難所使用要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに提出する。

（使用期間）

第4条 避難所の使用の期間は、7日間以内とする。ただし、甲、乙協議により延長できるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の使用に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

（1） 甲の所管事項

甲の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害にあつて極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（2） 乙の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

（事故等の責任）

第6条 乙は、避難所として使用し、運営する場合において、乙若しくは第三者が甲の施設を損傷したとき、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を乙に「施設変更報告書」（別紙様式第3号）により報告しなければならない。

（1） 甲の施設に係る工事を行う場合

（2） 甲の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 乙は、甲の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1） 乙の指定する管理者のもと、注意をもって使用すること。

（2） 避難所の使用が7日間を超える場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること。

（3） 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙は、避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ甲に「避難所閉鎖通知書」(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(使用の取消し)

第10条 甲は、国又は栃木県がやむを得ない事由により甲の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙に対し施設の使用を中止させることができる。

2 甲は、前項の規定による使用の中止により乙に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、佐野市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成28年 3月31日

甲 佐野市天神町761番地1
栃木県立佐野高等学校・同附属中学校
校長 日向野 勝

乙 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部 正 英

No. 80 避難所の使用に関する覚書

避難所の使用に関する覚書

栃木県立佐野東高等学校（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）は、甲の施設を災害発生時の避難場所（以下「避難所」という。）として乙が使用するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 乙は、甲の施設のうち講堂兼屋内運動場、第2体育館及び教室棟（普通教室棟）を避難所として使用する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第2条 乙は、市内に大規模災害等が発生して多数の避難者が生じ、必要と判断した場合において、甲に対し、甲の施設を避難所として使用することを要請できるものとする。

2 甲は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放することができるものとする。

3 甲は、乙からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙は、第1条に規定する施設等の利用について甲に協力を要請する時は、「避難所使用要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに提出する。

（使用期間）

第4条 避難所の使用期間は、7日間以内とする。ただし、甲、乙協議により延長できるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の使用に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

（1）甲の所管事項

甲の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害にあつて極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（2）乙の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

（事故等の責任）

第6条 乙は、避難所として使用し、管理・運営する場合において、乙若しくは第三者が甲の施設を損傷したとき、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を乙に「施設変更報告書」（別紙様式第3号）により報告しなければならない。

（1）甲の施設に係る工事（大規模改修等）を行う場合

（2）甲の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 乙は、甲の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）乙の指定する管理者のもと、注意をもって使用すること。

（2）避難所の使用が7日間を超えて行われる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること。

（3）避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙は、避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ甲に「避難所閉鎖通知書」(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(使用の取消し)

第10条 甲は、国又は栃木県がやむを得ない事由により甲の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙に対し施設の使用を中止させることができる。

2 甲は、前項の規定による使用の中止により乙に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、佐野市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成28年3月31日

甲 佐野市金屋下町12番地
栃木県立佐野東高等学校
校長 戸叶 行一

乙 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部 正英

No. 8 1 避難所の使用に関する覚書

避難所の使用に関する覚書

栃木県立佐野松桜高等学校（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）は、甲の施設を災害発生時の避難場所（以下「避難所」という。）として乙が使用するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 乙は、甲の施設のうち普通教室棟、管理特別教室棟、体育館兼講堂、第2体育館及び柔剣道場を避難所として使用する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第2条 乙は、市内に大規模災害等が発生して多数の避難者が生じ、必要と判断した場合において、甲に対し、甲の施設を避難所として使用することを要請できるものとする。

2 甲は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放することができるものとする。

3 甲は、乙からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙は、第1条に規定する施設等の利用について甲に協力を要請する時は、「避難所使用要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに提出する。

（使用期間）

第4条 避難所の使用期間は、7日間以内とする。ただし、甲、乙協議により延長できるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の使用に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

（1） 甲の所管事項

甲の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害にあつて極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（2） 乙の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

（事故等の責任）

第6条 乙は、避難所として使用し、管理・運営する場合において、乙若しくは第三者が甲の施設を損傷したとき、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を乙に「施設変更報告書」（別紙様式第3号）により報告しなければならない。

（1） 甲の施設に係る工事（大規模改修等）を行う場合

（2） 甲の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 乙は、甲の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1） 乙の指定する管理者のもと、注意をもって使用すること。

（2） 避難所の使用が7日間を超えて行われる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること。

（3） 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙は、避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ甲に「避難所閉鎖通知書」(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(使用の取消し)

第10条 甲は、国又は栃木県がやむを得ない事由により甲の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙に対し施設の使用を中止させることができる。

2 甲は、前項の規定による使用の中止により乙に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、佐野市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成28年3月31日

甲 佐野市出流原町643番地5
栃木県立佐野松桜高等学校
校長 山本芳樹

乙 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

No. 8 2 避難所の使用に関する覚書

避難所の使用に関する覚書

青藍泰斗高等学校（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）は、甲の施設を災害発生時の避難場所（以下「避難所」という。）として乙が使用するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 乙は、甲の施設のうち百周年記念会堂（体育館）を避難所として使用する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第2条 乙は、市内に大規模災害等が発生して多数の避難者が生じ、必要と判断した場合において、甲に対し、甲の施設を避難所として使用することを要請できるものとする。ただし、甲は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、乙に協力する。

2 甲は、乙からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙は、第1条に規定する施設等の利用について甲に協力を要請する時は、「避難所使用要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに提出するものとする。

（使用の期間）

第4条 避難所の使用の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議により延長できるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の使用に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

（1）甲の所管事項

甲の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害にあつて極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（2）乙の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

（事故等の責任）

第6条 乙は、避難所として使用し、管理し、及び運営する場合において、乙若しくは第三者が甲の施設を損傷したとき、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を乙に「施設変更報告書」（別紙様式第3号）により報告しなければならない。

（1）甲の施設に係る工事を行う場合

（2）甲の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 乙は、甲の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）乙の指定する管理者のもと、注意をもって使用すること。

（2）避難所の使用が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること。

（3）避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙は、避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ甲に「避難所閉鎖通知書」(別紙様式第2号)により通知するものとする。

(使用の取消し)

第10条 甲は、国又は栃木県がやむを得ない事由により甲の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙に対し施設の使用を中止させることができる。

2 甲は、前項の規定による使用の中止により乙に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は締結の日から平成33年3月31日までとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、佐野市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成28年3月31日

甲 佐野市葛生東2丁目8-3
学校法人 永井学園 青藍泰斗高等学校
校 長 永 井 治 寿

乙 佐野市高砂町1番地
佐野市
市 長 岡 部 正 英

No. 8 3 避難所の使用に関する覚書

避難所の使用に関する覚書

学校法人 佐山学園 佐野清澄高等学校（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）は、甲の施設を災害発生時の避難場所（以下「避難所」という。）として乙が使用するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 乙は、甲の施設のうち体育館、清澄館（格技場）及び校舎（1号・2号）を避難所として使用する。

（施設使用の要請及び受諾）

第2条 乙は、市内に大規模災害等が発生して多数の避難者が生じ、必要と判断した場合において、甲に対し、甲の施設を避難所として使用することを要請できるものとする。ただし、乙は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

2 乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、第1条に規定する施設等の利用について乙に協力を要請する時は、「避難所開設要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに提出するものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議にて延長ができるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲および乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

（1） 甲の所管事項

甲の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害にあつて極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（2） 乙の所管事項避難所の管理及び運営に関すること。

（事故等の責任）

第6条 乙は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、乙若しくは第三者が甲の施設及び付属備品等を損傷したとき、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を乙に「施設変更報告書」（別紙様式第2号）により報告しなければならない。

（1） 甲の施設に係る工事をを行う場合

（2） 甲の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 乙は、甲の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1） 善良な管理者の注意をもって使用すること。

（2） 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努めること。

（3） 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙は、当該避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ甲に「避難所閉鎖要請書」(別紙様式第3号)により通知するものとする。

(使用の取消し)

第10条 甲は、次に掲げる場合は、乙の施設の使用を中止、又は一部中止させることができる。

- (1) 国又は栃木県がやむを得ない事由により甲の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき。
- (2) 学校教育に支障があると判断した場合。
- (3) 乙にこの覚書に違反する行為があると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による使用の中止により乙に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、佐野市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成28年3月31日

甲 佐野市堀米町840番地
学校法人 佐山学園 佐野清澄高等学校
校 長 佐 山 泰 朗

乙 佐野市高砂町1番地
佐野市
市 長 岡 部 正 英

No. 8 4 避難所の使用に関する覚書

避難所の使用に関する覚書

学校法人 佐野日本大学学園（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）は、甲の施設を災害発生時の避難場所（以下「避難所」という。）として乙が使用するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 乙は、甲の施設のうち佐野短期大学体育館、佐野日本大学高等学校プラザ40（講堂兼総合体育館）及び佐野日本大学中等教育学校体育館を避難所として使用する。

（施設の使用の要請及び受諾）

第2条 乙は、市内に大規模災害等が発生して多数の避難者が生じ、必要と判断した場合において、甲に対し、甲の施設を避難所として使用することを要請できるものとする。ただし、甲は、災害時において緊急に対応することが必要であると認められる時は、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、乙に協力する。

2 甲は、乙からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙は、第1条に規定する施設等の利用について甲に協力を要請する時は、「避難所使用要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに提出するものとする。

（使用の期間）

第4条 避難所の使用の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議により延長できるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の使用に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

（1） 甲の所管事項

甲の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害にあつて極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（2） 乙の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

（事故等の責任）

第6条 乙は、避難所として使用し、管理し、及び運営する場合において、乙若しくは第三者が甲の施設を損傷したとき、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なくその旨を乙に「施設変更報告書」（別紙様式第3号）により報告しなければならない。

（1） 甲の施設に係る工事を行う場合

（2） 甲の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 乙は、甲の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1） 乙の指定する管理者のもと、注意をもって使用すること。

（2） 避難所の使用が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮すること。

(3)避難所を閉鎖するときは、現状に復すること。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙は、避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ甲に「避難所閉鎖通知書」（別紙様式第2号）により通知するものとする。

(使用の取消し)

第10条 甲は、国又は栃木県がやむを得ない事由により甲の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙に対し施設の使用を中止させることができる。

2 甲は、前項の規定による使用の中止により乙に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、佐野市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 佐野市石塚町2555番地
学校法人 佐野日本大学学園
理事長 浦田 奨

乙 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部 正英

【6 自治体等関係】

No. 85 災害時における市町相互応援に関する協定

災害時における市町相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町において災害が発生し、被災市町のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町が県内他市町に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、緊急に応援出動をすることが必要と認めた市町は、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援市町は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町に提供するとともに当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

3 前項による応援については、被災市町からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町は、被災市町が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺

族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途上において生じたものについては応援市町が、賠償するものとする。

（県の役割）

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

第9条 市町の相互応援に関する連絡窓口は防災主管課とし、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、令和4年2月1日から適用する。

2 平成8年7月30日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結は、県内全ての市町長の承諾書をもって証し、協定書を栃木県及び各市町において保有する。

令和4年2月1日

宇都宮市長	佐藤栄一
足利市長	早川尚秀
栃木市長	大川秀子
佐野市長	金子裕
鹿沼市長	佐藤信
日光市長	粉川昭一
小山市長	浅野正富
真岡市長	石坂真一
大田原市長	津久井富雄
矢板市長	齋藤淳一郎
那須塩原市長	渡辺美知太郎
さくら市長	花塚隆志
那須烏山市長	川俣純子
下野市長	広瀬寿雄
上三川町長	星野光利
益子町長	大塚朋之
茂木町長	古口達也
市貝町長	入野正明
芳賀町長	見目匡
壬生町長	小菅一弥
野木町長	真瀬宏子
塩谷町長	見形和久
高根沢町長	加藤公博
那須町長	平山幸宏
那珂川町長	福島泰夫

災害時における市町相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の携行品)

第2条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第3条 被災市町は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第4条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第5条 応援市町が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援市町長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町長に請求するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年2月1日から適用する。
- 2 平成8年7月30日から適用した実施細目は、これを廃止する。

No. 8 6 北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町村が相互に応援し、応急対策活動に万全を期すことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。
2 構成市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。
3 構成市町村は、災害の状況などにより連絡担当課を変更する場合は事務局に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 災害の発生により応援を求めようとする構成市町村は、災害の概要を明らかにして、事務局に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。
（1）食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
（2）被災者救護に係る職員の派遣
（3）被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供
（4）被災者のための施設の提供及びあつせん
（5）その他応急対策活動に必要な措置
2 事務局は、必要に応じ応急対策幹事と協議の上、構成市町村に応援を要請する。

(応援の実施)

第4条 構成市町村は要請内容に基づき、可能な範囲で応援に務めることとする。

(自主応援)

第5条 構成市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は応援する構成市町村が負担するものとする。

(情報等の交換)

第7条 構成市町村は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

(事務局の代行)

第8条 事務局の事務に支障が生じた場合は、応急対策担当幹事が協議して事務を代行する。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

事務局	群馬県	高崎市
災害応急対策担当幹事	新潟県	新潟市
	栃木県	佐野市
	茨城県	水戸市

構 成 市 町 村

県 名	市 町 村 名
新 潟 県	新潟市、長岡市、柏崎市、加茂市、湯沢町
群 馬 県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、みなかみ町 玉村町
栃 木 県	足利市、栃木市、佐野市、小山市
茨 城 県	水戸市、ひたちなか市、茨城町

No. 8 7 栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定

栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）とは、栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設（以下「計測震度計施設」という。消防本部に設置するものを含む。）の設置及び管理について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震による被害状況（被害の全体像）を早期に把握し、迅速な災害対策活動の実施に必要な震度情報の収集を行うため、甲が乙の施設に設置する計測震度計施設（感震装置、表示装置、処理装置、発信装置及びこれらを接続するケーブル等から構成される施設）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（計測震度計施設の設置）

第2条 甲は、乙の庁舎に計測震度計施設を設置するものとする。

2 計測震度計施設の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は計測震度計施設の設置に当たり必要な庁舎施設及びその附属設備並びに敷地を甲の使用に供するものとする。

（計測震度計施設の保管管理）

第3条 計測震度計施設の一般管理（日常の使用、保管に関する管理をいう。以下同じ。）は乙が行い、維持管理（計測震度計施設の機能を維持するための管理をいう。以下同じ。）は甲が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 計測震度計施設の設置及び管理に要する経費の負担は、次によるものとする。

（1）計測震度計施設設置に要する経費

ア 甲が負担する経費

（ア）計測震度計施設設置に係る経費

（イ）甲の都合により計測震度計施設の変更工事等をする場合の当該工事等に要する経費

イ 乙が負担する経費

（ア）乙の都合により計測震度計施設の変更又は設置場所の移転等を行う場合における当該工事に要する経費

（2）計測震度計施設の保管管理に要する経費

ア 甲が負担する経費

（ア）計測震度計施設の維持管理に要する経費

イ 乙が負担する経費

（ア）計測震度計施設の一般管理に要する電気料等

（イ）善良な管理を怠ったために生じた損傷等の補修に要する経費

（その他）

第5条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成8年12月25日

甲 宇都宮市埴田1-1-20
栃木県
知事 渡辺文雄

乙 佐野市高砂町3061
佐野市長 毛塚吉太郎

No. 8 8 大規模災害時における相互応援に関する協定

大規模災害時における相互応援に関する協定書

足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市及びみどり市（以下「両毛六市」という。）は、両毛六市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助、救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (4) ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供
- (5) 火葬場の提供
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 住宅のあっせん
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請があつた事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、車両の種類及び台数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあつては、被災者の人数、提供の期間等
- (6) 応援の場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のための派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は必要な支援を行うものとする。

- 2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度要請市と応援市とが協議して定めるものとする。

（被害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急応援)

第7条 両毛六市は、第2条の規定にかかわらず、両毛六市のいずれかの市域において大規模な災害が発生したことが明らかであつて、事態が緊急を要すると認めた場合は、自らの判断により緊急応援活動を実施するものとする。

2 前項の緊急応援活動については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 両毛六市は、相互応援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の活動)

第9条 両毛六市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するほか、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両毛六市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月11日

足利市長 吉谷 宗夫

桐生市長 大澤 義隆

佐野市長 岡部 正英

太田市長 清水 聖義

館林市長 中島 勝敬

みどり市長 石原 条

No. 8 9 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、佐野市長岡部正英（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 佐野市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 佐野市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月24日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局 下 保 修

乙) 栃木県佐野市高砂町1
佐 野 市 長 岡 部 正 英

No. 90 災害時における相互支援協定

災害時における相互支援協定書

栃木県佐野市および滋賀県彦根市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行う必要な救助および支援(以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助)

第2条 救助の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(支援)

第3条 前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

- (1) 食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災市の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
- (4) ボランティアの斡旋および派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(費用負担)

第4条 支援等に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として支援市が負担する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度各市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成24年1月16日

栃木県佐野市
佐野市長 岡 部 正 英

滋賀県彦根市
彦根市長 獅 山 向 洋

No. 9 1 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、全国へそのまち協議会規約に基づき、当協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）のいずれかの市町村域内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）で十分な応急措置が実施できない場合、加盟市町村が相互に応援し、応急対策及び復旧活動に万全を期することを目的として締結する。

(連絡体制)

第2条 加盟市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。なお、災害の状況等により連絡担当課を変更する場合は、速やかに他の加盟市町村に連絡を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策、復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする被災市町村は、災害の概要を明らかにして、第2条に定める連絡担当課を通じて口頭、文書等で応援を要請するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟市町村は、要請の内容に基づき、可能な範囲で応援に努めるものとする。

2 加盟市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として応援を要請する被災市町村が負担するものとする。ただし、加盟市町村が自主的に応援をした場合は、原則として加盟市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した加盟市町村の間で協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 加盟市町村は、この覚書に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な情報、資料等を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟市町村が協議して定めるものとする。

平成 24 年 1 月 17 日

北海道富良野市長 能 登 芳 昭

福島県本宮市長 高 松 義 行

栃木県佐野市長 岡 部 正 英

群馬県渋川市長 阿久津 貞 司

兵庫県西脇市長 來 住 壽 一

岡山県吉備中央町長 重 森 計 己

熊本県山都町長 甲 斐 利 幸

沖縄県宜野座村長 東 肇

No. 9 2 災害時における相互支援協定

災害時における相互支援協定書

栃木県佐野市および福岡県芦屋町は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市町(以下「被災市町」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市町の要請を受けた市町(以下「支援市町」という。)が行う必要な救助および支援(以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助)

第2条 救助の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項のとおりとし、被災市町・支援市町間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(支援)

第3条 前条に定めるもののほか、被災市町が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市町・支援市町間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

- (1) 食料、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災市町の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
- (4) ボランティアの斡旋および派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町から要請のあった事項

(費用負担)

第4条 支援等に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として支援市町が負担する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度各市町が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各首長が署名の上、各自1通を保有する。

平成25年11月13日

栃木県佐野市

佐野市長 岡部正英

福岡県芦屋町

芦屋町長 波多野茂丸

No. 9 3 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定

栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と佐野市（以下「乙」という。）とは、佐野市消防本部に設置する栃木県防災行政ネットワーク通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑化を図るため、甲が乙の庁舎に設置する通信施設の管理運営及び経費の負担等について必要な事項を定めるものとする。

（通信施設の設置）

第2条 甲は、乙の管理する庁舎に通信施設を設置するものとする。

2 通信施設の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、通信施設の設置に当たり必要な庁舎施設、その附属設備及び敷地を無償で甲の使用に供するものとする。

（経費の負担）

第3条 通信施設の管理運営に関する経費の負担は次によるものとする。

1 甲が負担する経費

- ア 通信施設の設置に要する経費
- イ 通信施設の維持管理に要する経費
- ウ 衛星通信回線の利用に係る分担金（応益割分）
- エ 甲と乙を結ぶ防災情報システム回線使用料

2 乙が負担する経費

- ア 乙の都合により通信施設の移設等を行う場合の当該工事に要する経費
- イ 乙の原因により生じた損傷等の補修に要する経費
- ウ 通信施設の電気使用料、消耗品代及び非常用発電機の燃料費

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする、ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成27年4月1日から1年間を有効期間として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事 福田 富一

乙 佐野市高砂町1番地
佐野市長 岡部 正英

No. 9 4 災害時における相互支援協定

災害時における相互支援協定書

栃木県佐野市及び静岡県三島市は、災害時における相互の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県佐野市又は静岡県三島市のいずれかの地域で被災した市(以下「被災市」という。)が自力で応急措置を行うことが困難である場合及び復旧のため支援を必要とする場合において、被災市から要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行う支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害)

第2条 この協定において、支援の対象とする災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(支援)

第3条 被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市と支援市との間の協議によりその内容を決定し、これを行う。

- (1) 食料、飲料水等の生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出及び応急復旧に必要な職員の派遣並びにこれらに必要な資機材等の提供
- (3) 避難が必要な被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(支援の要請等)

第4条 被災市が支援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 支援の種類
 - (3) 支援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 支援を必要とする期間
 - (5) 支援を行う場所及び当該場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 支援市は、前項の規定により要請を受けた場合であって、特別な事情により支援ができないときは、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(費用負担)

第5条 支援に要した経費は、法令等に定めがあるものを除くほか、原則として被災市が負担する。

(損害補償等)

第6条 支援の業務に従事する職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償については、被災市が行う。

2 支援の業務に従事する職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援市から被災市への往復経路途中に生じたものであるときは支援市が、それ以外の場合において生じたものであるときは被災市が、その賠償の責めを負う。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了30日前までに、栃木県佐野市又は静岡県三島市の一方が相手方に対しこの協定の改定又は解除の申し出をしないときは、期間終了の日の翌日から1年有効期間を延長する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度両市が協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、両市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成27年10月30日

栃木県佐野市

市長 岡 部 正 英

静岡県三島市

市長 豊 岡 武 士

No. 9 5 災害時における相互支援協定

災害時における相互支援協定書

栃木県佐野市及び大阪府泉佐野市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合及び復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行う必要な救助および支援(以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害をいう。

(救助)

第2条 救助の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(支援)

第3条 前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。ただし、被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより協議ができない場合においては、支援市が自らの判断により支援できるものとする。

- (1) 食料、飲料水、乳児用品等の生活必需物資及びその他必要な資機材の提供
- (2) 被災市の応急復旧活動及び事務支援のための職員の派遣並びにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者及び避難者の受入れ
- (4) ボランティアの斡旋及び派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(費用負担)

第4条 支援等に要した経費は、法令その他別に定めがあるものはその定めによる。それ以外の経費については、原則として支援市が負担する。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了30日前までに、栃木県佐野市又は大阪府泉佐野市の一方が相手方に対しこの協定の改定又は解除の申し出をしないときは、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度両市が協議して定める。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成28年11月22日

栃木県佐野市

市長 岡 部 正 英

大阪府泉佐野市

市長 千代松 大 耕

No. 9 6 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定

原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（県外広域避難の基本的事項）

- 第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。
- 2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。
- 3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。
- 4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び栃木県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

- 第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。
- 2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び栃木県並びに甲と協議して決定する。

（避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

（必要物資等）

- 第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。
- 2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

- 第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。
- 2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制(様式2)を整え、毎年度更新する。

(相互応援)

第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日

甲 佐野市
佐野市長 岡部正英

乙 水戸市
水戸市長 高橋 靖

様式1（第3条関係）

年 月 日

佐野市長 ○○ ○○ 様

水戸市長

原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書

災害発生により下記のとおり要請します。

[災害発生日時]	年 月 日 , 午前・午後 時 分
[災 害 の 状 況]	
[要請する理由]	
[要請する内容]	
[備考]	
[送信者]	連絡担当課 : 氏 名 : 電 話 : F A X : 携 帯 電 話 :

様式 2（第 9 条関係）

原子力災害における連絡体制

【佐野市】

所属名	
所在地	
電話 1	
電話 2	
携帯電話（非公開）	
衛星携帯電話（非公開）	
F A X	
電子メール	
責任者	

休日・夜間緊急連絡先

連絡先 1	
電話 1	
連絡先 2	
電話 2	
特記事項等	

【水戸市】

所属名	
所在地	
電話 1	
電話 2	
携帯電話（非公開）	
衛星携帯電話（非公開）	
F A X	
電子メール	
責任者	

休日・夜間緊急連絡先

連絡先 1	
電話 1	
連絡先 2	
電話 2	
特記事項等	

No. 9 7 災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書

栃木県佐野市と大阪府貝塚市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急復旧対策について相互の応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害時において同時被災しにくい遠隔自治体同士として締結するもので、協定市のうちいずれかの市で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、当該被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急復旧対策ができない場合において、協定市のうち被災していない市（以下「応援市」という。）が応援協力し、被災市の応急復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 応援市は、被災市から次に掲げる応援の要請を受けた場合は、可能な範囲内で要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

- （1） 応急復旧対策に必要な職員の派遣
- （2） 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3） 応急復旧対策に必要な資機材の提供
- （4） 前各号に掲げるもののほか特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市は、応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、要請内容を相互に確認したうえで、様式第1号「応援要請書」により応援要請を行うものとする。

2 応援市は、前項の応援要請を請け応援を行うときは、電話等により応援をする旨を伝え、速やかに様式第2号「応援回答書」により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第4条 被災による連絡不能などにより、前条第1項の応援要請の手続が困難な場合においては、応援市は、自らの判断により応援できるものとする。

2 応援市は、前項の判断をしたときは、様式第3号「応援通知書」により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は、事前に通知することを要しない。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

2 応援市は、被災市が前項の規定により負担すべき経費を支弁することが困難であるとして、その一時的な支弁を要請してきた場合は、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

（損害賠償等）

第6条 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市がそれぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡担当者を置くものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、協定市が相手方に対し何らの申出をしないときは、更新の手続を経ること

なく、当該期間は1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定について、疑義を生じた事項又は定めのない事項等については、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和4年2月4日

栃木県佐野市高砂市1番地
栃木県佐野市
佐野市長 金子 裕

大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
大阪府貝塚市
貝塚市長 藤原 龍 男

No. 9 8 災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定

和歌山県海南市と栃木県佐野市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急復旧対策について相互の応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害時において同時被災する可能性が低い遠隔自治体同士として締結するもので、協定市のうちいずれかの市で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、当該被災した市（以下「被災市」という。）が単独では十分な応急復旧対策ができない場合において、協定市のうち被災していない市（以下「応援市」という。）が応援協力し、被災市の応急復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 応援市は、被災市から次に掲げる応援の要請を受けた場合は、可能な範囲内で要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

- （1） 応急復旧対策に必要な職員の派遣
- （2） 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3） 応急復旧対策に必要な資機材の提供
- （4） 前各号に掲げるもののほか特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市は、応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、要請内容を相互に確認したうえで、文書により応援要請を行うものとする。

2 応援市は、前項の応援要請を請け応援を行うときは、電話等により応援をする旨を伝え、速やかに文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第4条 被災による連絡不能などにより、前条第1項の応援要請の手続が困難な場合においては、応援市は、自らの判断により応援できるものとする。

2 応援市は、前項の判断をしたときは、応援内容を被災市に速やかに通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は、事前に通知することを要しない。

（応援経費の負担）

第5条 支援に要した経費は、法令等に定めがあるものを除くほか、原則として被災市が負担する。

（損害賠償等）

第6条 支援の業務に従事する職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償については、応援市が行う。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市がそれぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡担当者を置くものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、協定市が相手方に対し何らの申出をしないときは、更新の手続を経ることなく、当該期間は1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定について、疑義を生じた事項又は定めのない事項等については、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和8年3月30日

和歌山県海南市南赤坂11番地
和歌山県海南市
海南市長 神 出 政 巳

栃木県佐野市高砂市1番地
栃木県佐野市
佐野市長 金 子 裕

【 7 自治体等関係（環境） 】

No. 9 9 栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定

栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書

（趣旨等）

- 第1条 この協定は、災害の発生時において、栃木県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援（以下「相互応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に基づく相互応援については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定により、県と県内の市町村との間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の規定に関わらず、この協定を適用する。

（定義）

- 第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。
- 2 この協定において「応援」とは、次に掲げる事項をいう。
- （1）災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
 - （2）災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - （3）災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん
 - （4）前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

（応援要請）

- 第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。
- 2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。
- 3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

（応援の実施）

- 第4条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り、応援を実施するものとする。
- 2 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合において、緊急に応援の必要があると認めた市町村等は、応援を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定により応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

（応援実施内容の報告）

- 第5条 前条に基づき応援を実施した市町村等は、その応援内容を応援報告書により県に報告するものとする。

（経費負担）

- 第6条 第4条第1項及び第2項に規定する応援に要する経費は、被災した市町村等が負担するものとし、応援した市町村等に支払うものとする。なお、その額は当該市町村等の中で協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

- 第7条 県及び市町村等は、平常時から必要な情報の相互交換等を実施し、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

（民間業者への協力要請）

- 第8条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては環境森林部廃棄物対策課、市町村等においては、廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書41通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月21日

栃木県知事	福田富一
宇都宮市長	佐藤栄一
足利市長	吉谷宗夫
栃木市長	日向野義幸
佐野市長	岡部正英
鹿沼市長	阿部和夫
日光市長	斎藤文夫
小山市長	大久保寿夫
真岡市長	福田武隼
大田原市長	千保一夫
矢板市長	遠藤忠
那須塩原市長	栗川仁
さくら市長	秋元喜平
那須烏山市長	大谷範雄
下野市長	広瀬寿雄
上三川町長	猪瀬成男
西方町長	若林照一
二宮町長	藤田忠義
益子町長	大塚朋之
茂木町長	古口達也
市貝町長	小林利恒
芳賀町長	豊田征夫
壬生町長	清水英世
野木町長	永田元一
大平町長	鈴木俊美
藤岡町長	永島源作
岩舟町長	栃木實
都賀町長	青木富士夫
塩谷町長	柿沼尚志
高根沢町長	高橋克法
那須町長	佐藤正洋
那珂川町長	川崎和郎
那須地区広域行政事務組合	
管理者	栗川仁
佐野地区衛生施設組合	
管理者	岡部正英
芳賀郡中部環境衛生事務組合	
管理者	大塚朋之

栃木地区広域行政事務組合			
管理者	日向野	義	幸
芳賀地区広域行政事務組合			
組合長	福	田	武 隼
真岡・二宮地区清掃事務組合			
管理者	福	田	武 隼
南那須地区広域行政事務組合			
組合長	大	谷	範 雄
塩谷広域行政組合			
管理者	遠	藤	忠
小山広域保健衛生組合			
管理者	大久保	寿	夫

No. 100 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
- (3) 第2条第2項に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

那須地区広域行政事務組合	茨城県北茨城市	北茨城市長	豊田 稔
那須地区広域行政事務組合	栃木県大田原市	大田原市長	津久井富雄
南那須地区広域行政事務組合	栃木県那須町	那須町長	高久 勝
南那須地区広域行政事務組合	栃木県那須烏山市	那須烏山市長	大谷 範雄
佐野地区衛生施設組合	栃木県那珂川町	那珂川町長	大金伊一
佐野地区衛生施設組合	栃木県佐野市	佐野市長	岡部正英
佐野地区衛生施設組合	栃木県栃木市	栃木市長	鈴木俊美
佐野地区衛生施設組合	栃木県岩舟町	岩舟町長	市村 隆
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県筑西市	筑西市長	須藤 茂
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県桜川市	桜川市長	中田 裕
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県結城市	結城市長	前場 文夫
	茨城県鹿嶋市	鹿嶋市長	内田俊郎
	茨城県潮来市	潮来市長	杉田千春
	茨城県牛久市	牛久市長	池辺勝幸
	茨城県常陸太田市	常陸太田市長	大久保太一
	茨城県神栖市	神栖市長	保立一男
	茨城県高萩市	高萩市長	草間吉夫
	茨城県東海村	東海村長	村上達也
	茨城県城里町	城里町長	阿久津藤男
新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市	かすみがうら市長	宮嶋光昭
新治地方広域事務組合	茨城県土浦市	土浦市長	中川 清
新治地方広域事務組合	茨城県石岡市	石岡市長	久保田健一郎
常総衛生組合	茨城県常総市	常総市長	高杉 徹
常総衛生組合	茨城県守谷市	守谷市長	会田真一
常総衛生組合	茨城県つくばみらい市	つくばみらい市長	片庭正雄
常総衛生組合	茨城県坂東市	坂東市長	吉原英一
大宮地方環境整備組合	茨城県常陸大宮市	常陸大宮市長	三次真一郎
大宮地方環境整備組合	茨城県那珂市	那珂市長	海野 徹
茨城地方広域環境事務組合	茨城県茨城町	茨城町長	小林宣夫
茨城地方広域環境事務組合	茨城県水戸市	水戸市長	高橋 靖

茨城地方広域環境事務組合	茨城県笠間市	笠間市長	山口伸樹
茨城地方広域環境事務組合	茨城県小美玉市	小美玉市長	島田穰一
	千葉県浦安市	浦安市市長	松崎秀樹
	千葉県野田市	野田市市長	根本崇
	千葉県四街道市	四街道市長	佐渡 斉
	千葉県鴨川市	鴨川市長	長谷川孝夫
	千葉県流山市	流山市市長	井崎義治
山武郡市広域行政組合を組織する	千葉県東金市	東金市長	志賀直温
山武郡市広域行政組合を組織する	千葉県山武市	山武市長	椎名千収
山武郡市広域行政組合を組織する	千葉県大網白里市	大網白里市長	金坂昌典
山武郡市広域行政組合を組織する	千葉県九十九里町	九十九里町長	川島伸也
山武郡市広域行政組合を組織する	千葉県芝山町	芝山町長	相川勝重
山武郡市広域行政組合を組織する	千葉県横芝光町	横芝光町長	佐藤晴彦
	千葉県我孫子市	我孫子市長	星野順一郎
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	千葉県柏市	柏市長	秋山浩保
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	千葉県白井市	白井市長	伊澤史夫
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	千葉県鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市長	清水聖士
	東京都昭島市	昭島市長	北川穰一
中巨摩地区広域事務組合	山梨県中央市	中央市長	田中久雄
中巨摩地区広域事務組合	山梨県南アルプス市	南アルプス市長	中込博文
中巨摩地区広域事務組合	山梨県昭和町	昭和町長	角野幹男
中巨摩地区広域事務組合	山梨県市川三郷町	市川三郷町長	久保真一
中巨摩地区広域事務組合	山梨県甲斐市	甲斐市長	保坂 武
中巨摩地区広域事務組合	山梨県富士川町	富士川町長	志村 学
	山梨県上野原市	上野原市長	江口英雄
	山梨県笛吹市	笛吹市長	倉嶋清次
	群馬県大泉町	大泉町長	村山俊明
	群馬県みなかみ町	みなかみ町長	岸 良昌
館林衛生施設組合	群馬県館林市	館林市長	安楽岡一雄
館林衛生施設組合	群馬県板倉町	板倉町長	栗原 実
館林衛生施設組合	群馬県明和町	明和町長	恩田 久
館林衛生施設組合	群馬県千代田町	千代田町長	大谷直之
多野藤岡広城市町村圏振興整備組合	群馬県藤岡市	藤岡市長	新井利明
多野藤岡広城市町村圏振興整備組合	群馬県高崎市	高崎市長	富岡賢治
那須地区広域行政事務組合	栃木県那須塩原市	那須塩原市長	阿久津憲二
さしま環境管理事務組合	茨城県境町	境町長	橋本正裕
さしま環境管理事務組合	茨城県五霞町	五霞町長	染谷森雄
さしま環境管理事務組合	茨城県坂東市	坂東市長	吉原英一
さしま環境管理事務組合	茨城県古河市	古河市長	菅谷憲一郎

No. 101 栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書に基づく覚書

覚 書

佐野市（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県産業資源循環協会（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、団体応援協定において使用する用語の例による。
- 2 甲は、団体応援協定第3条第2項の規定に基づき、乙に対して直接、応援要請書により、応援の要請をすることができる。この場合において、甲は、応援の要請を行った旨を、遅滞なく県廃棄物対策課へ口頭により連絡するとともに、後日、応援要請書の写しを同課に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、災害廃棄物等を一般廃棄物として適正に処理するため、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。この場合において、応援を実施する乙の会員は、当該処理を行う施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第5条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可、又は法第9条の3の3第1項若しくは法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出により、一般廃棄物処理施設を設置するものとする（当該施設が法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当しない場合は、法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出を除く。）。
 - (2) 甲は、乙の会員が行う災害廃棄物等の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、法施行令第4条第9号の規定に基づき、当該市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を別記様式1をもって通知するものとする。
- 4 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な応援が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物等の処理等に関し応援可能な会員を甲にあっせんするものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理の確保、今後生ずる廃棄物の適正な処理の確保その他の事情を勘案し、乙があっせんした会員との災害廃棄物等の処理等に関する委託契約の締結に努めるものとする。
- 6 応援を実施した乙は、応援報告書により実績等を甲に報告するとともに、県廃棄物対策課にその写しを送付するものとする。
- 7 乙は、業務の経験を活かし、甲に対し、随時、災害廃棄物等の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 8 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲 佐野市市民生活部クリーン推進課
 - (2) 乙 公益社団法人栃木県産業資源循環協会事務局
- 9 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

甲 佐野市長 岡 部 正 英

乙 公益社団法人栃木県産業資源循環協会
会長 菊 池 清 二

(別記様式 1)

年 月 日

〇〇県〇〇市(町・村)長 様

栃木県△△市(町)長

貴市町村区域内廃棄物処理業者への災害(一般)廃棄物の処理委託について
(通知)

〇〇〇により発生した災害廃棄物について、貴市(町・村)区域内にある廃棄物処理業者に処理委託を行いたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 4 条第 9 号イの規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所(法人にあっては代表者の氏名)
- 3 処分に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分の方法
種 類 :
数 量 :
処分方法 :
- 4 処分を開始する年月日
- 5 処分終了予定年月日

覚 書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、団体応援協定において使用する用語の例による。
- 2 甲は、団体応援協定第3条第2項の規定に基づき、乙に対して直接、応援要請書により、応援の要請をすることができる。この場合において、甲は、応援の要請を行った旨を、遅滞なく県廃棄物対策課へ口頭により連絡するとともに、後日、応援要請書の写しを同課に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、災害廃棄物等を一般廃棄物として適正に処理するため、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。この場合において、応援を実施する乙の会員は、当該処理を行う施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第5条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可、又は法第9条の3の3第1項若しくは法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出により、一般廃棄物処理施設を設置するものとする（当該施設が法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当しない場合は、法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出を除く。）。
 - (2) 甲は、乙の会員が行う災害廃棄物等の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、法施行令第4条第9号の規定に基づき、当該市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を別記様式1をもって通知するものとする。
- 4 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な応援が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物等の処理等に関し応援可能な会員を甲にあっせんするものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理の確保、今後生ずる廃棄物の適正な処理の確保その他の事情を勘案し、乙があっせんした会員との災害廃棄物等の処理等に関する委託契約の締結に努めるものとする。
- 6 応援を実施した乙は、応援報告書により実績等を甲に報告するとともに、県廃棄物対策課にその写しを送付するものとする。
- 7 乙は、業務の経験を活かし、甲に対し、随時、災害廃棄物等の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 8 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲 佐野市市民生活部クリーン推進課
 - (2) 乙 栃木県環境整備事業協同組合事務局
- 9 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

甲 佐野市長 岡 部 正 英

乙 栃木県環境整備事業協同組合
理事長 菊 地 豊 樹

(別記様式 1)

年 月 日

〇〇県〇〇市(町・村)長 様

栃木県△△市(町)長

貴市町村区域内廃棄物処理業者への災害(一般)廃棄物の処理委託について(通知)

〇〇〇により発生した災害廃棄物について、貴市(町・村)区域内にある廃棄物処理業者に処理委託を行いたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 4 条第 9 号イの規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所(法人にあっては代表者の氏名)
- 3 処分に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分の方法
種 類 :
数 量 :
処分方法 :
- 4 処分を開始する年月日
- 5 処分終了予定年月日

No. 102 佐野市災害廃棄物の処理応援に関する覚書

佐野市災害廃棄物の処理応援に関する覚書

佐野市(以下「甲」という。)と泉工業株式会社(以下「乙」という。)は、甲及び住友大阪セメント株式会社が令和4年6月30日に締結した「佐野市と住友大阪セメント株式会社との包括連携に関する協定書」第2条第5項の規定に基づき、災害廃棄物の処理の応援に関し、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、佐野市内における災害発生時において、甲が災害廃棄物の処理を円滑に実施するための乙の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この覚書において「災害廃棄物」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物(木くず及び畳)をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、次に掲げる事項(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、乙に応援を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(情報の提供及び把握)

第4条 甲は、災害時において、円滑な応援が得られるように、乙に市内の被災状況及び復旧状況等について必要な情報を提供するものとする。

(応援の実施)

第5条 乙は、甲から応援の要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、災害廃棄物の処理等の応援を実施するものとする。

2 乙は、前項の応援実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(経費負担)

第6条 乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、県が定める建設単価表等を参考に定めるものとし、甲及び乙が協議して契約を取り交わす。

(連絡窓口)

第7条 この覚書に関する連絡窓口は、甲においては佐野市市民生活部環境政策課、乙においては泉工業株式会社佐野リサイクルセンター営業課とする。

(覚書の有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この覚書の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって他の当事者に通知することにより、この覚書を解約できるものとする。

(覚書の見直し)

第9条 甲又は乙のいずれかが、この覚書の内容について変更を申し出たときは、その都度互いに協議の上、合意したものについてその変更を行うことができるものとし、甲及び乙は、合意した内容に従ってこの覚書を改定する。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、この覚書に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この覚書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この覚書の円滑な実施を図るため、この覚書の条項について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、必要によりその都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年7月1日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県佐野市築地町715番地
泉工業株式会社
代表取締役 中 塚 誠

【8 自治体関係（消防）】

No. 103 消防相互応援協定

消防相互応援協定書

第1条 本協定は消防組織法第21条第2項の規定に基づき群馬県館林地区消防組合（以下「甲」という。）と栃木県佐野市（以下「乙」という。）との消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は乙の区域（船津川町、下羽田町及び高橋町）乙は甲の区域（上早川田、下早川田及び正儀内）において火災が発生した場合は、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 応援区域内の火災を認知または受報した場合は、隣接分団1隊を派遣するものとする。
- (2) 応援市（組合「以下市等」という。）の消防長が必要と認めた場合にはその状況により消防隊を追加するものとする。

第3条 応援隊の指揮は次に掲げる方法により処置するものとする。

- (1) 受授市等の消防長（署長）が指揮をとるものとする。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行うものとする。

第4条 応援隊の長は現場到着及び引揚時並びに消防行動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第5条 応援に要した費用は次に掲げる方法により処置するものとする。

- (1) 応援に要した消防団員の諸手当、災害補償費、車両または機械器具等の破損修理もしくは燃料等の一般的経費は応援市等側の負担とする。
- (2) 応援行動が長時間にわたった場合、燃料等の所要経費は受授市等側の負担とする。
- (3) 前各号以外の費用に関しては、相互の協議によりそのつど決定するものとする。

第6条 本協定に規定した事項または規定以外の事項で特に必要があるときはそのつど甲、乙相互の協議により決定する。

2 甲、乙消防機関は相互の緊密な協力関係を保持するため必要に応じ随時協議または事務連絡を行うものとする。

第7条 本協定は昭和55年6月16日から実施し、昭和44年8月1日付協定はこれを廃止するものとする。

上記のとおり協定が成立したので、ここに本書2通を作成し甲、乙記名捺印の上、各1通宛これを保有するものとする。

昭和55年6月16日

栃木県佐野市長 鈴木 達 三

群馬県館林地区消防組合
管理者 山 本 達 司

No. 104 特殊災害消防相互応援協定

特殊災害消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理費の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

宇都宮市長	増山道保
足利市長	町田幸久
栃木地区広域行政事務組合管理者	永英太一郎
佐野地区広域消防組合長	鈴木木達三
鹿沼地区広域行政事務組合管理者	古澤俊十郎
日光地区広域消防組合長	星野仁昭
今市市長	斎藤政三
小山市市長	栗田恒正
芳賀地区広域行政事務組合長	菊地辺谷
大田原地区広域消防組合長	渡大月江
塩谷広域行政組合管理者	大月江
黒磯那須消防組合長	石橋那須
石橋那須消防組合管理者	藤原町
藤原町市長	南那須地区広域行政事務組合長

No. 105 北関東自動車道消防相互応援協定

北関東自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、足利市、佐野市、栃木市、鹿沼市、石橋地区消防組合、宇都宮市、芳賀地区広域行政事務組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、北関東自動車道（以下「高速道路」という。）における消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第2条 協定市町等は、前条の目的を達成するため、協議により協定市町等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市町等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第3条 この協定により出場する消防隊等は、原則として、常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎよに際し、側道等を利用する場合にあっては、この限りでない。

（出場区域）

第4条 協定市町等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第5条 協定市町等は、高速道路に大災害が発生した場合、その他特別の理由により当該協定市町等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町等以外の協定市町等に対し、特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

第6条 特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊等の出場）

第7条 この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて、応援を行う協定市町等の消防長が決定する。

（指 揮）

第8条 応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第9条 災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

- 2 前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町等に事務処理の一部を依頼することができる。

（応援に要する経費の負担）

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町等が負担する。
- (2) 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町等の負担とする。
- (4) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害に対する賠償費その他前各号以外の諸経費の負担については、そのつど協定市町等が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第 1 1 条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

(協 議)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、そのつど協議のうえ、決定するものとする。

(実施要領)

第 1 3 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書 7 通を作成し、各々が記名押印のうえ各 1 通ずつ保管する。

平成 2 6 年 1 月 2 0 日

協定者	足 利 市 長	和 泉 聡
	佐 野 市 長	岡 部 正 英
	栃 木 市 長	鈴 木 俊 美
	鹿 沼 市 長	佐 藤 信
	石橋地区消防組合	
	管 理 者	広 瀬 寿 雄
	宇都宮市長	佐 藤 栄 一
	芳賀地区広域行政事務組合	
	組 合 長	井 田 隆 一

別 表

出 場 区 域 表

市 町 当	救急出場区域	消防出場区域
足利市	佐野市	同 左
佐野市	足利市 栃木市	同 左
栃木市	鹿沼市 石橋地区消防組合	同 左
石橋地区消防組合	栃木市 宇都宮市 芳賀地区広域行政事務組合	同 左
宇都宮市	石橋地区消防組合	同 左
芳賀地区広域行政事務組合	石橋地区消防組合	同 左

No. 106 消防相互応援協定

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、栃木市及び佐野市（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の区域内において、水火災又は地震等の災害及び救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における協定団体相互の応援協力に関し必要な事項を定め、もって消防業務の万全を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 協定団体の消防長は、当該協定団体の区域内に災害等が発生したときは、災害等の防除のために応援を要請することができる。

2 前項の応援の要請は、電話その他の方法により行うものとする。

（要請による応援隊の出動）

第3条 応援の要請を受けた市（以下「受援市」という。）の消防長は、自己の消防業務に特に支障がない限り、直ちに所要の応援隊による応援を要請した市（以下「応援市」という。）に出動させるものとする。

（覚知による応援隊の出動）

第4条 消防長は、第2条の規定による応援の要請がない場合であっても、他の協定団体の隣接区域内に災害等が発生したことを覚知し、その事態が重大であって、かつ、応援の必要があると認めたときは、所要の応援隊を当該協定団体へ派遣することができる。

2 前項の応援隊は、第2条の要請による応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第5条 この協定により出動した応援隊の指揮は、受援市の消防長又は消防署長とする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。

（1） 応援市の負担

応援出動に要した消防職団員の手当、災害補償費、機械器具の破損修繕費等

（2） 受援市の負担

災害地における燃料の補給及び給食に要する費用

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、協定団体が協議の上定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定団体が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年4月1日

栃 木 市 長 鈴 木 俊 美

佐 野 市 長 岡 部 正 英

No. 107 消防相互応援協定

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、佐野市と足利市（以下「協定団体」という。）との間において、消防の相互応援に関し、次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体の相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的を達成するため、協定団体は災害を受報又は覚知した場合、消防隊、救急隊、その他必要な人員を出動させ、応援活動するものとする。

（応援区域）

第3条 この協定による応援区域は、隣接する区域で応援隊の出動できる範囲とする。ただし、特別な要請のある場合は、この限りではない。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

（1）応援者側の負担

応援出動に要した消防職団員の手当、災害補償費等及び機械器具の破損修理の経費

（2）受援者側の負担

災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の所要経費

（3）本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度協定団体間で協議の上決定する。

（報告）

第6条 この協定に基づく出動をした場合は、必ず受援地側に報告するものとする。

（協議）

第7条 本協定の円滑な実施を図るため、必要により協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。

2 昭和55年6月16日に締結した消防相互応援協定は、この協定の締結をもって廃止する。
この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年4月1日

佐野市長

岡 部 正 英

足利市長

和 泉 聡

No. 108 特殊災害消防相互応援協定書

特殊災害消防対策相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、隣接消防機関の相互の緊密なる協力のもとに特殊災害に対処することを目的とする。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、協定を締結する市及び消防事務組合管内一円とする。

(応援対象の災害)

第3条 応援出場の対象となる災害は、危険物施設火災及び中高層建物火災等の特殊災害及び多数の死傷者等が予測される災害で、当該消防機関の消防力のみでは防ぎよ並びに応急措置が困難と予測されるもの。

(応援要請)

第4条 前条の該当する災害が発生したときは、当該消防機関の長は必要に応じ化学車、梯子車（屈折梯子車を含む）或いは、化学消火薬剤、救急車等の応援出動を要請するものとする。

(応援出動)

第5条 応援要請があったときは、特別の事情がない限り要請に基づく消防隊又は救急隊等（人員、車両、消火救急薬剤及び必要器材）を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

(現場活動)

第7条 応援隊の長は、受援地、指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

(1) 応援者側の負担

応援出場に要した消防職団員の手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費等の経費。

(2) 受援者側の負担

化学消火薬剤及び燃料の補給を行った場合、或いは給食等を必要とした場合の所要経費。

(3) 本条に規定した事項又はその他の事項で、特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(情報の交換)

第9条 本協定の円滑かつ効率のある実施を図るため、必要により随時、危険物施設、中高層建築等について情報を交換するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和49年1月1日から施行する。

(昭和48年12月19日調印)

2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和52年1月1日から施行する。

(昭和51年12月20日調印)

(佐野地区広域消防組合の新規加入)

- 2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成10年4月1日から施行する。
(桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合に名称変更)
- 2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年10月1日から施行する。
(伊勢崎市、太田市に名称変更)
- 2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年3月27日から施行する。
(桐生市に名称変更)
- 2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。
(佐野市に名称変更)
- 2 本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各消防機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

平成26年 4月 1日

桐 生 市 市 長	亀 山 豊 文
太 田 市 市 長	清 水 聖 義
伊 勢 崎 市 市 長	五十嵐 清 隆
館林地区消防組合管理者	安楽岡 一 雄
足 利 市 市 長	和 泉 聡
佐 野 市 市 長	岡 部 正 英

No. 109 佐野市消防本部と佐野瓦斯株式会社との都市ガス災害防止対策に関する業務協定

佐野市消防本部と佐野瓦斯株式会社との都市ガス災害防止対策に関する業務協定書

(目 的)

第1条 この協定は、消防法（昭和23年法律第186号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）等の関係法令並びに佐野市地域防災計画に定めるもののほか、佐野市内における都市ガスの漏えい及び都市ガスに起因する火災、爆発等の事故（以下「ガス漏れ事故等」という。）を未然に防止するとともに、ガス漏れ事故等が発生した場合には、これを早期に鎮圧し、被害を最小限に軽減することを目的として、佐野市消防本部（以下「消防本部」という。）と、佐野瓦斯株式会社（以下「佐野ガス」という。）が相互に協力しあうために必要な事項を定めるものとする。

(対 象 物)

第2条 この協定に基づき消防本部及び佐野ガスが対象とする施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2第1項各号に該当する対象物
- 2 その他必要と認める対象物

(災害予防活動)

第3条 ガス漏れ事故等を未然に防止するための実施事項は次のとおりとする。

- 1 関係資料の提供
第2条各号に掲げる対象物に関して消防本部が消防活動上必要と認める資料については、それぞれ必要な範囲内において相互に資料の提供を行うものとする。
- 2 共同点検の実施
消防本部又は佐野ガスが第2条各号に掲げる対象物について、それぞれの関係法令に基づき立入検査又は定期点検を実施するにあたり必要があると認める場合は、事前に実施計画を連絡のうえ、共同して検査点検を行うものとする。
- 3 教育訓練の実施
消防本部及び佐野ガスは、それぞれの職員に対しガス防災に関して必要な教育訓練を相互に実施するとともに、相互より要請があった場合は、これに協力するものとする。
- 4 ガス防災訓練の実施
消防本部及び佐野ガスは協議のうえ、ガス漏えい等の災害を想定した合同訓練を必要に応じ実施するものとする。
- 5 連絡会議の実施
消防本部及び佐野ガスは、災害予防上必要な情報を交換するほか、必要な事項を協議するため連絡会議を開催するものとする。

(災害防ぎょ活動)

第4条 ガス漏れ事故等を防ぎょするための実施事項は、次のとおりとする。

- 1 通報連絡体制
(1) 消防本部及び佐野ガスのいずれかにおいて、ガス漏れ事故等が発生せんとし、又は発生のおそれがある事態を覚知したとき、及びガス漏れ事故等の発生を覚知したときは、相互に速やかに通報連絡を行わなければならない。
ただし、佐野ガスが覚知した場合で、当該ガス漏れ事故に対して佐野ガスが独自で処理できると判断したときは、通報連絡を行わないことができる。
(2) ガス漏れ事故等を最初に覚知した場合は、通報者に対して必要に応じガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置を指示するものとする。
- 2 出動体制の確立
佐野ガスは、災害が発生したときの「ガス事故対策緊急招集体制」（保安規定による。）について、あらかじめ消防本部に通知しておかなければならない。
- 3 緊急遮断の措置
(1) 第2条第1号に該当する対象物の災害で消防本部が佐野ガスに先行して災害現場に到着し、かつ佐野ガスの到着が相当遅れることが予想される場合であって、しかも火災が延焼拡大中のとき、

爆発が大規模なとき又は広範囲にわたってガス臭がするとき等の状況を総合的に判断して必要があると認めた場合、消防本部は緊急的にガスの供給停止を行うことができる。

(2) 消防本部が(1)の措置を実施した場合は、速やかに佐野ガスに連絡しなければならない。

(3) ガス供給停止作業のため必要な機材は、佐野ガスにおいて準備し、事前に消防本部に管理を委託するものとする。

(4) 前記(1)に基づくガス供給停止後において、復旧のために必要な作業は、需要家の安全を確認のうえ、佐野ガスにて実施するものとする。

4 現場における任務分担

ガス漏れ事故等の現場における、消防及び佐野ガスの任務分担は、次のとおりとする。

(1) ガス漏えい場所及び範囲の検知

原則として佐野ガスが行う。ただし、火災警戒区域の設定に必要なガス検知は、消防本部にて行うものとする。

(2) 火災警戒区域又は消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定

原則として、消防本部にて行うものとする。

(3) 避難誘導等

火災警戒区域等内の通行規制、火気使用禁止等の広報及び住民の避難誘導は原則として消防本部にて行うものとする。

(4) 救助、救出活動

原則として消防本部にて行うものとする。

(現場協力)

第5条 佐野ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の提供及び技術的な協力、その他適切な防ぎょ活動を行うための措置を講じなければならない。

(協 議)

第6条 この協定以外の必要な事項については、消防本部及び佐野ガスの両者が協議のうえ、決定するものとする。

(雑 則)

第7条 この協定の運用についての経過措置は、次のとおりとする。

1 第3条第1号に規定する資料の提供及び第4条第3号に規定する緊急遮断の措置に係る第2条第2号の規定の適用については、消防本部及び佐野ガスの両者で別途協議して指定する。

2 この協定に定めた事項であっても、関係法令等の改正によって不必要となる部分は、法令改正の時点をもって効力を失うものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保存するものとする。

平成26年4月1日

佐野市消防本部
消 防 長 大 出 幸 男

佐野瓦斯株式会社
代表取締役社長 菊 池 宏 行

No. 110 東北自動車道内の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定

東北自動車道内の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づいて、東北自動車道（以下「高速道路」という。）の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防及び救急業務の実施及び処理（以下「消防業務」という。）について、館林地区消防組合と佐野市（以下「協定団体」という。）との間に、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、高速道路の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防業務の円滑を図るため、協定団体が相互に応援することを目的とする。

（出動）

第2条 協定団体のいずれかから消防業務の出動要請を受けたとき、又は事故を覚知したときは、直ちに出動するものとする。

（出動隊）

第3条 協定に基づき出動する消防隊又は救急隊は、原則として常備消防機関の消防隊又は救急隊とする。

（出動隊の担当区域）

第4条 前条の出動隊は、館林・佐野藤岡インターチェンジ間の上り線を佐野市、下り線を館林地区消防組合消防本部が担当するものとする。ただし、事故の状況により相互に応援し合うものとする。

（出動範囲）

第5条 出動の範囲は、高速道路の館林・佐野藤岡インターチェンジ間で発生した事故について、消防業務を完了するまでとする。

（消防業務の処理）

第6条 消防業務の事務処理は、その消防業務を取り扱った出動隊が行うものとする。

2 担当区域外の事故を覚知し、出動したときは直ちにその状況を相互に通報するものとする。

3 第1項の事務処理を行う場合において、被救護者の住所、氏名、年齢、傷病程度、治療日数等の調査事務が長時間を要するときは、その管轄する消防本部に事務の一部を依頼することができる。

（救急病院等）

第7条 協定団体は、救急病院等の所在地等関係事項を調査のうえ、相互に連絡し搬送業務を円滑に行うものとする。

（指揮）

第8条 協定団体の消防隊又は救急隊が同時に出動し、消防業務にあたる場合の現場の指揮は、原則として事故発生地を管轄する消防長がこれにあたるものとする。

（要請に要する経費）

第9条 応援に要する経費は、原則として応援側の負担とする。ただし、消防機械器具の重大な破損の修理費、建造物、施設若しくは、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員に対する賞じゅつ金その他の経費については、その都度協定団体間で協議して定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協定団体間で協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成２６年４月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、各々が記名押印のうえ各１通を所持するものとする。

平成２６年４月１日

協定者

館林地区消防組合
管 理 者 安樂岡 一 雄

佐野市長 岡 部 正 英

No. 111 みかもヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定

みかもヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

株式会社藤坂と佐野市消防本部は、佐野市関川町に設置の「みかもヘリポート」（以下「ヘリポート」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、ヘリポート及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは、ヘリポートにおけるその他の火災、又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、株式会社藤坂（以下「甲」という。）と、佐野市消防本部（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止、又は軽減を図ることを目的とする。

（区 分）

第2条 ヘリポートにおける緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 ヘリポート周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 ヘリポートに緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、ヘリポート周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用は、原則としてそれぞれ出動した機関が負担するものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡、その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通 報）

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓 練）

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(消防活動に対する協力)

第9条 前各条にかかわらず、消防活動のため必要ある場合、甲は乙に対しヘリポートの開港等について協力をおこなうものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保存するものとする。

平成26年4月1日

株式会社 藤坂
代表取締役 深 澤 和 彦

佐野市消防本部
消 防 長 大 出 幸 男

No. 1 1 2 東北自動車道消防相互応援協定

東北自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、佐野市、栃木市、鹿沼市、宇都宮市、塩谷広域行政組合、大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、東北自動車道（以下「高速道路」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第2条 協定市町等は、前条の目的を達成するため、協議により協定市町等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市町等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第3条 この協定により出場する消防隊等は、原則として、常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎよに際し、側道等を利用する場合にあっては、この限りでない。

（出場区域）

第4条 協定市町等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第5条 協定市町等は、高速道路に大災害が発生した場合、その他特別の理由により当該協定市町等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町等以外の協定市町等に対し、特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

第6条 特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊等の出場）

第7条 この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて、応援を行う協定市町等の消防長が決定する。

（指 揮）

第8条 応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第9条 災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町等に事務処理の一部を依頼することができる。

(応援に要する経費の負担)

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町等が負担する。
- (2) 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町等の負担とする。
- (4) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害に対する賠償費その他前各号以外の諸経費の負担については、その都度協定市町等が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第11条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、その都度協議のうえ、決定するものとする。

(実施要領)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成26年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書7通を作成し、各々が記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成26年1月20日

協定者	佐 野 市 長	岡 部 正 英
	栃 木 市 長	鈴 木 俊 美
	鹿 沼 市 長	佐 藤 信
	宇 都 宮 市 長	佐 藤 栄 一
	塩 谷 広 域 行 政 組 合 管 理 者	遠 藤 忠
	大田原地区広域消防組 合 長	津 久 井 富 雄
	黒 磯 那 須 消 防 組 合 組 合 長	阿 久 津 憲 二

別 表

出 場 区 域 表

市 町 等	救急出場区域	消防出場区域
佐 野 市	栃 木 市	同 左
栃 木 市	佐 野 市 鹿 沼 市	同 左
鹿 沼 市	栃 木 市 宇 都 宮 市	同 左
宇 都 宮 市	鹿 沼 市 塩谷広域行政組合消防本部	同 左
塩 谷 広 域 行 政 組 合	宇 都 宮 市 大田原地区広域消防組合	同 左
大田原地区広域消防組合	塩谷広域行政組合消防本部 黒 磯 那 須 消 防 組 合	同 左
黒 磯 那 須 消 防 組 合	大田原地区広域消防組合	同 左

【9 自治体等関係（水道）】

No. 1 1 3 日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会栃木県支部規則第7条の1の規定に基づき、地震、異常湧水その他の災害において、日本水道協会栃木県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第2条 災害救助法（昭和22年法律第118号）等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理については、法令によるものとする。

（応援の内容）

第3条 会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- （1）応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣
- （2）応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供
- （3）施設の応急復旧に必要な資器材の提供
- （4）作業に必要な車両、機械等の提供
- （5）水道公認工事店の斡旋

2 応援会員は、前項に定めるもののほか、特に被災会員から要請のあった事項について、これに応じるよう努力するものとする。

（応援の期間）

第4条 応援の期間は、原則として7日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の基準によることとし、これによりがたいときは、関係都市の協議によるものとする。

（応援の要請）

第6条 被災会員は、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長を通し要請するものとする。

2 支部長は、別表第1の非常災害時の連絡先により、必要な措置を要請するものとする。

3 要請を受けた会員は、要請に応じるよう努力するものとする。

（要請の方法）

第7条 被災会員は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

- （1）被害の状況
- （2）必要とする応援の内容
- （3）必要とする職員の職種別人員
- （4）応援を要する期間
- （5）必要とする資機材の種類及び数量
- （6）応援の場所及び経路
- （7）その他必要な事項

（応援体制）

第8条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

(被応援体制)

第9条 被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

(応援物資等の調査)

第10条 会員は、非常災害時の応援を円滑に行うために、毎年度、別表第2により職員の状況及び保有する物資、車両等を調査し、支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の提出表を取りまとめ、会員に送付するものとする。

(協議)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成8年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第 1

非常災害時の連絡先

連絡部課名				
担当者及び順位		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
連 絡 先 の 電 話 番 号	勤務時間内			
	勤務時間外			

.....

別表 2

_____ 会員名 _____

(1) 職員状況

(単位：人)

区 分 / 会員名	職員 数	職 員 の 内 訳									指定 給水 工事 事業 者	備考
		事務 職員	技 術 職 員					配管 技能 員	現業 員	その 他		
			土木	電気	化学	機械	建築					

(2) 車両及び資機材保有状況

		規 格	数 量	備 考
車 両	給水タンク車	t	台	
	給水タンク	t	台	
給水容器	ポリタンク	リットル	個	
	ポリ袋	リットル	枚	
	発電機		台	
器 材	投光機		台	
	鉄管切断機		台	
	電動ネジ切機		台	
管 類	直管	mm	本	
	その他			

No. 1 1 4 佐野市・栃木市水道災害相互応援協定

佐野市・栃木市水道災害相互応援協定書

この協定は、佐野市及び栃木市（以下「2市」という。）との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 2市が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧等に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車両及び機械等の提供

2 2市は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第2条 2市は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第4条 応援を受ける市は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする市は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける市へ送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた市の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした市の負担とすること。
- (2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた市の負担とすること。
- (3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車両及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた市の負担とすること。

（既存協定の失効）

第6条 昭和61年11月22日付で佐野市、田沼町、葛生町、藤岡町、岩舟町及び大平町が締結した水道災害相互応援協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度2市が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、2市の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成26年9月1日

佐 野 市 長 岡 部 正 英

栃 木 市 長 鈴 木 俊 美

佐野市・栃木市水道災害相互応援協定書実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、佐野市・栃木市水道災害相互応援協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害の定義)

第2条 協定書に規定する「水道災害」とは、自然災害又は人為的災害により住民への生活用水の供給が困難となり当該市だけで対応できない状況をいう。

(応援の範囲)

第3条 協定書第1条に規定する応援活動の範囲は、応援する市の応援体制表（様式第1号）の範囲内とする。

(応援体制の連絡等)

第4条 佐野市及び栃木市は、協定書第2条に規定する連絡担当課を通して密接な連絡を保つとともに応援体制表又は相互応援連絡表（様式第2号）に変更が生じたときは、速やかに文書をもって通知するものとする。

(応援の要請)

第5条 協定書第3条の規定により応援を受けようとする市は、速やかに応援要請書（様式第3号）により応援の要請をするものとする。ただし、これによりがたいときは、電話等により要請するものとし、その後、応援要請書を送付するものとする。

(応援時の留意事項)

第6条 協定書第4条の規定により応援活動を進めるときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 応援職員は、応援する市名を表示した腕章及び保護帽等を着用すること。
- (2) 応援する市は、応援職員の職種及び人数等を明確にするため応援職員等一覧表（様式第4号）を作成し送付すること。

(費用の負担)

第7条 協定書第5条に規定する費用のうち、応急給水に要した水の対価は、当事者間の協議によって定めるものとする。

- 2 協定書第5条に規定する「法令その他特別の定めがあるもの」とは、地方公務員災害補償法、自動車損害賠償保障法及び全国市有物件災害共済会等をいう。
- 3 配水管を接続する際の配水管布設工事費及び維持管理費等については、すべて配水管の所属する市において負担するものとする。ただし、河川の橋梁に配水管を添架して接続する場合の工事費及び維持管理費等については、河川区域内に市の境界がある場合、その境界の位置いかんにかかわらず、すべて接続する2市の折半により負担するものとする。

(既存実施細則の失効)

第8条 昭和61年11月22日付の水道災害相互応援協定書実施細則は、この細則の施行日をもってその効力を失する。

附 則

この細則は、平成26年9月1日から施行する。

様式第 1 号

(1) 応援体制表

(年 月 日現在)

区分		佐野市		栃木市			
管 理 者							
局長・部長							
課 長							
技 術 系 職 員	一般職						
	現業						
	計						
事 務 系 職 員	男						
	女						
	計						
浄・配水場職員							
その他の職員							
合 計							

(2) 給水用器材一覧表

(年 月 日現在)

区分		佐野市		栃木市		
給水車	容 量					
	拡声器					
	台数					
給水タンク	2 トン					
	1.5 トン					
	1 トン					
	0.5 トン					
ポリ容器	20 リットル					
	10 リットル					
携行マイク	出 力					
	数 量					
浄水器	能 力					
	数 量					
給水袋	6 リットル					
	5 リットル					
	4 リットル					
	3 リットル					

(3) 作業用機械器具一覧表

(平成 年 月 日現在)

区 分	佐 野 市				栃 木 市			
	形式・性能	数量	動力源	形式・性能	数量	動力源	形式・性能	数量
削岩機								
排水ポンプ								
パイプカッター								
舗装切斷カッター								
パイプロマンナー								
エンジンカッター								
チェーンカッター								
発電機								
穿孔機								
水中ポンプ								
漏水探知機								
鉄管探知機								
非金属探知機								

(4) 作業用車両一覧表 (積載量の単位:kg)

(平成 年 月 日現在)

区 分	佐 野 市					栃 木 市								
	車両番号	積載量	拡声器	無線		車両番号	積載量	拡声器	無線		車両番号	積載量	拡声器	無線
トラック														
ライトバン														
バックホー														
給水車														

(年 月 日現在)

相 互 応 援 連 絡 表

佐野市 TEL		栃木市 TEL	
代表者		代表者	
所在地		所在地	
連絡責任者		連絡責任者	
災害発生時の連絡先		災害発生時の連絡先	
無 線		無 線	

応 援 要 請 書

災害発生年月日	平成 年 月 日 AM・PM 時 分				要 請 内 容			
発信者 職氏名		時間	日 時 分	目 項	応 急 復 旧	応 急 給 水	そ の 他	
発信者 職氏名		時間	日 時 分	職 員 数	人	人	人	
災 害 の 情 報				期 間	日	日	日	
				器 材				
				資 材				
要 請 地	集合場所			機 器				
	住 所			機 具				
経 路 及 び 状 況								
				車 両				
そ の 他								
				そ の 他				

(年 月 日現在)

応 援 職 員 等 一 覧 表

1 応援職員 (市)

責 任 者 職 氏 名			(備考)
(復 旧) 技術職員	人	代表者	
給水職員		代表者	
その他		代表者	
計			

No. 115 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定

両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、両毛地域水道事業管理者協議会（以下「協議会」という。）を構成する、桐生市、足利市、佐野市及び群馬東部水道企業団との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 協議会が行う応援活動は、次のとおりとする。

- （1） 応急給水作業
- （2） 応急復旧作業
- （3） 応急復旧等に必要な資材の提供
- （4） 作業に必要な車輛及び機械等の提供

2 協議会は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第2条 協議会は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成団体（以下「団体」という。）への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- （1） 被害の状況
- （2） 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- （3） 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- （4） 応援の場所及び応援場所への経路
- （5） その他必要な事項

（応援活動）

第4条 応援を受ける団体は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする団体は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける団体へ送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた団体の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした団体の負担とすること。
- （2） 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とすること。
- （3） 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた団体の負担とすること。

（協定期間）

第6条 協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了までに協議会いずれの団体からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 平成18年7月11日付で桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度協議会が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書4通を作成し、各団体の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年4月1日

桐生市長

亀 山 豊 文

足利市長

和 泉 聡

佐野市長

岡 部 正 英

群馬東部水道企業団企業長

清 水 聖 義

No. 116 災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

栃木県（以下「甲1」という。）、宇都宮市上下水道局（以下「甲2」という。）、足利市（以下「甲3」という。）、栃木市（以下「甲4」という。）、佐野市（以下「甲5」という。）、鹿沼市（以下「甲6」という。）、日光市（以下「甲7」という。）、小山市（以下「甲8」という。）、真岡市（以下「甲9」という。）、大田原市（以下「甲10」という。）、矢板市（以下「甲11」という。）、那須塩原市（以下「甲12」という。）、さくら市（以下「甲13」という。）、那須烏山市（以下「甲14」という。）、下野市（以下「甲15」という。）、上三川町（以下「甲16」という。）、益子町（以下「甲17」という。）、茂木町（以下「甲18」という。）、市貝町（以下「甲19」という。）、芳賀町（以下「甲20」という。）、壬生町（以下「甲21」という。）、野木町（以下「甲22」という。）、高根沢町（以下「甲23」という。）、那須町（以下「甲24」という。）及び那珂川町（以下「甲25」という。）（以下、甲1から甲25を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きょ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは次に掲げるものとする。

- (1) 地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の内容）

第3条 甲は乙に対し、被災した下水道管路施設の復旧等に関し、次の支援業務を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

（復旧視線協力の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第11条に規定する甲の事務局が、甲の支援要請を取りまとめた上で、事項に定める手続きにより、第11条に規定する乙の事務局を通じて行う者とする。

但し、事態が急迫する場合は、甲は乙に直接復旧支援の協力要請を行うことができる。なお、事後において甲は甲の事務局に対し復旧支援の内容等について速やかに報告するものとする。

- 2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。但し事態が急迫し書面により難しいときには、電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。
- 3 乙は、甲の要請する業務を行うために、支援業務を実施する乙の会員を選出する。
- 4 乙は、選出した結果を甲の事務局に報告する。また甲の事務局は甲に対し、この結果を報告する。

（復旧支援の費用負担）

第5条 この協定に基づき、甲が乙に対し要請した業務に係る費用は、被災した甲の各機関による負担とし、それぞれが個別に支援業務を実施する乙の会員と協議するものとする。

（復旧支援の実施）

第6条 支援業務を実施する乙の会員は必要な人員と機材等を確保し、可能な範囲において復旧支援の業務を行うものとする。

2 甲は、協議を実施した後、遅延なく支援業務を実施する乙の会員と、復旧支援業務の委託契約を締結するものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 支援業務を実施する乙の会員は必要な人員と機材等を確保し、可能な範囲内において復旧支援の業務を行うものとする。

2 乙の会員は、復旧支援業務中の余震や急激な大雨等による二次災害の発生を想定し、事前に中止基準と避難基準を定めておくこと。

3 乙の会員は、作業員が支援業務作業中に転倒・転落・硫化水素中毒、酸素欠乏、伝染性感染症等の事故に遭遇しないよう、安全管理に努めること。

(復旧支援の報告)

第7条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに第11条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

(広域被災時の対応)

第8条 甲が管轄する地域において、公益財団法人下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」の第3章に定める「下水道対策本部」が栃木県庁に設置された場合に、乙は、「下水道対策本部」が行う応援活動を優先するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(下水道台帳データの提示)

第10条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等PDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データの該当箇所について配布することができる。

3 乙及び乙の会員は、甲から提供を受けた電子データ支援業務、復旧支援の報告等以外に使用してはならない。

(事務局)

第11条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、栃木県県土整備部都市整備課下水道室とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部栃木県部会とする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出が無い場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項やこの協定に定めのある事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

(連絡窓口)

第14条 この協定に関する各機関の連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附則)

この協定は、平成 30 年 11 月 22 日から施行する。

この協定を称するため、本書 26 通を作成し、甲乙それぞれ記名尾押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 11 月 22 日

甲 1 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県知事 福 田 富 一

甲 2 栃木県宇都宮市河原町 1 番 41 号
宇都宮市上下水道事業管理者
桜 井 鉄 也

甲 3 栃木県足利市本城 3 丁目 2145 番地
足利市長 和 泉 聡

甲 4 栃木県栃木市菌部町 3 丁目 13 番 24 号
栃木市長 大 川 秀 子

甲 5 栃木県佐野市高砂町 1 番地
佐野市長 岡 部 正 英

甲 6 栃木県鹿沼市今宮町 1688 番地 1
鹿沼市長 佐 藤 信

甲 7 栃木県日光市今市本町 1 番地
日光市長 大 嶋 一 生

甲 8 栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号
小山市長 大久保 敏 夫

甲 9 栃木県真岡市新町 5191 番地
真岡市長 石 坂 真 一

甲 10 栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号
大田原市長 津久井 富 雄

甲 11 栃木県矢板市本町 5 番 4 号
矢板市長 齋 藤 淳一郎

甲 12 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2
那須塩原市長 君 島 寛

甲 13 栃木県さくら市氏家 2771 番地
さくら市長 花 塚 隆 志

甲 14 栃木県那須烏山市中央 1 丁目 1 番 1 号
那須烏山市長 川 俣 純 子

甲 15 栃木県下野市笹原 26 番地
下野市長 広 瀬 寿 雄

- 甲 16 栃木県河内郡上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地
上三川町長 星 野 光 利
- 甲 17 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030 番地
益子町長 大 塚 朋 之
- 甲 18 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木 155 番地
茂木町長 古 口 達 也
- 甲 19 栃木県芳賀郡市貝町大字市塙 1280 番地
市貝町長 入 野 正 明
- 甲 20 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020 番地
芳賀町長 見 目 匡
- 甲 21 栃木県下都賀郡壬生町通町 12 番 22 号
壬生町長 小 菅 一 弥
- 甲 22 栃木県下都賀郡野木町大字丸林
野木町長 真 瀬 宏 子
- 甲 23 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地
高根沢町長 加 藤 公 博
- 甲 24 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 番地 13
那須町長 平 山 幸 宏
- 甲 25 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地
那珂川町長 福 島 泰 夫
- 乙 栃木県小山市大字外城 157 番地 3
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関東支部
栃木県部会長 山 本 久 一

栃木県県土整備部都市整備課下水道室長
（復旧支援に係る甲の事務局）

〇〇市町（下水道管理者） 印
（甲〇）

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）
- 2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）
- 3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先（電話）
（FAX）
（E-mail）
- 6 その他

（公社）日本下水道管路管理業協会
関東支部栃木県部会長 様
（復旧支援に係る乙の事務局）

栃木県県土整備部都市整備課下水道室長 ㊟
（復旧支援に係る甲の事務局）

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者 及び連絡先
〇〇市 (甲〇)					
〇〇市 (甲〇)					
〇〇町 (甲〇)					

※複数の被災自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局 担当者	所属		職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

（公社）日本下水道管路管理業協会関東支部
栃木県部会長 様
（復旧支援に係る乙の事務局）

〇〇市町（下水道管理者） 印
（甲〇）

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」第4条の但し書き規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）
- 2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）
- 3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先（電話）
（FAX）
（E-mail）
- 6 その他

栃木県県土整備部都市整備課下水道室長
（復旧支援に係る甲の事務局）

〇〇市町（下水道管理者） 印
（甲〇）

復 旧 支 援 の 要 請 報 告 書

「災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」第4条の但し書き規定に基づき、次のとおり乙の事務局へ支援要請したことを報告します。

- 1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）
- 2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）
- 3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先（電話）
（FAX）
（E-mail）
- 6 その他

栃木県県土整備部都市整備課下水道室長 様
（甲の事務局）

（公社）日本下水道管路管理業協会
関東支部栃木県部会長 ㊞
（乙の事務局）

復 旧 支 援 終 了 報 告 書

「災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 復旧支援自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	支援活動終了日
〇〇市 (甲〇)		自 至			
〇〇市 (甲〇)		自 至			
〇〇町 (甲〇)		自 至			

※複数の被災自治体で活動している場合、支援活動が終了したものから順次報告する。

※本表は、復旧支援自治体数及び活動内容によって適宜変更することができる。

2 その他

乙の事務局 担当者	所属		職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

【10 災害ボランティアセンター】

No. 117 佐野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

佐野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、佐野市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐野市の災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、佐野市総合福祉センターに設置するものとする。ただし、佐野市総合福祉センターに設置できない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 佐野市災害対策本部等との以下の情報の共有

- ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。
- 3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

- 第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
- 3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

- 第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月21日

甲	佐野市高砂町1番地
	佐野市
	市長 金子 裕
乙	佐野市大橋町3212番地27
	社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会
	会長 落合 昭雄

【1 1 調査・研究】

No. 1 1 8 佐野市における地域防災に係る研究及び住民・行政支援に関する協定

佐野市における地域防災に係る研究及び住民・行政支援に関する協定

佐野市（以下「甲」という。）、日本大学（以下「乙」という。）及び学校法人佐野日本大学学園（以下「丙」という。）は、風水害をはじめとした自然災害に関する予防、避難、復旧・復興などの地域防災に係る取組（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力のもと、本事業の推進と発展を図るものとし、もって地域社会の安全や研究の発展に寄与することを目的とする。

（本事業の内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる内容について相互に協力して実施する。

- （1）河川・道路・下水道・地盤・建物等の安全に関する調査・研究
- （2）自然災害に関する住民意識の調査・研究
- （3）住民避難や防災訓練、リスクコミュニケーションに関する調査・研究
- （4）災害時の行政対応、リスクマネジメント、事業継続計画に関する調査・研究
- （5）災害情報の収集・提供、避難誘導の仕組みに関する調査・研究
- （6）その他、本事業を円滑に進めるために必要であると認められること

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲、乙及び丙が知り得た情報に関しては、開示の際、秘密とされた内容について、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相互の承認を得た場合は、この限りではない。

（協定書の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙いずれの当事者からも協定終了の申し入れがない限り、同一内容にてその期間を1年間延長し、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定書に定めるもののほか、本事業の細目その他事項について、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が誠意を持って協議のうえ解決する。

本協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年10月2日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 東京都千代田区九段南四丁目8番24号
日本大学
学長 酒井 健夫

丙 栃木県佐野市石塚町2555番地
学校法人佐野日本大学学園
理事長 長谷川 弘

【12 被災者相談】

No. 119 佐野市における地域防災に係る研究及び住民・行政支援に関する協定

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（被災者相談業務の範囲）

第2条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、前条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（要請）

- 第3条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
- 2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。
- 3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第4条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
 - (2) 相談会場の確保
 - (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整
- 2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。
- (1) 相談員の派遣
 - (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

- 2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。
- 3 被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第8条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年1月16日

甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

乙 栃木県宇都宮市幸町1番4号
栃木県司法書士会
会長 高橋 宏 治